

ASEAN 諸国の地方行政

ベトナム社会主義共和国編

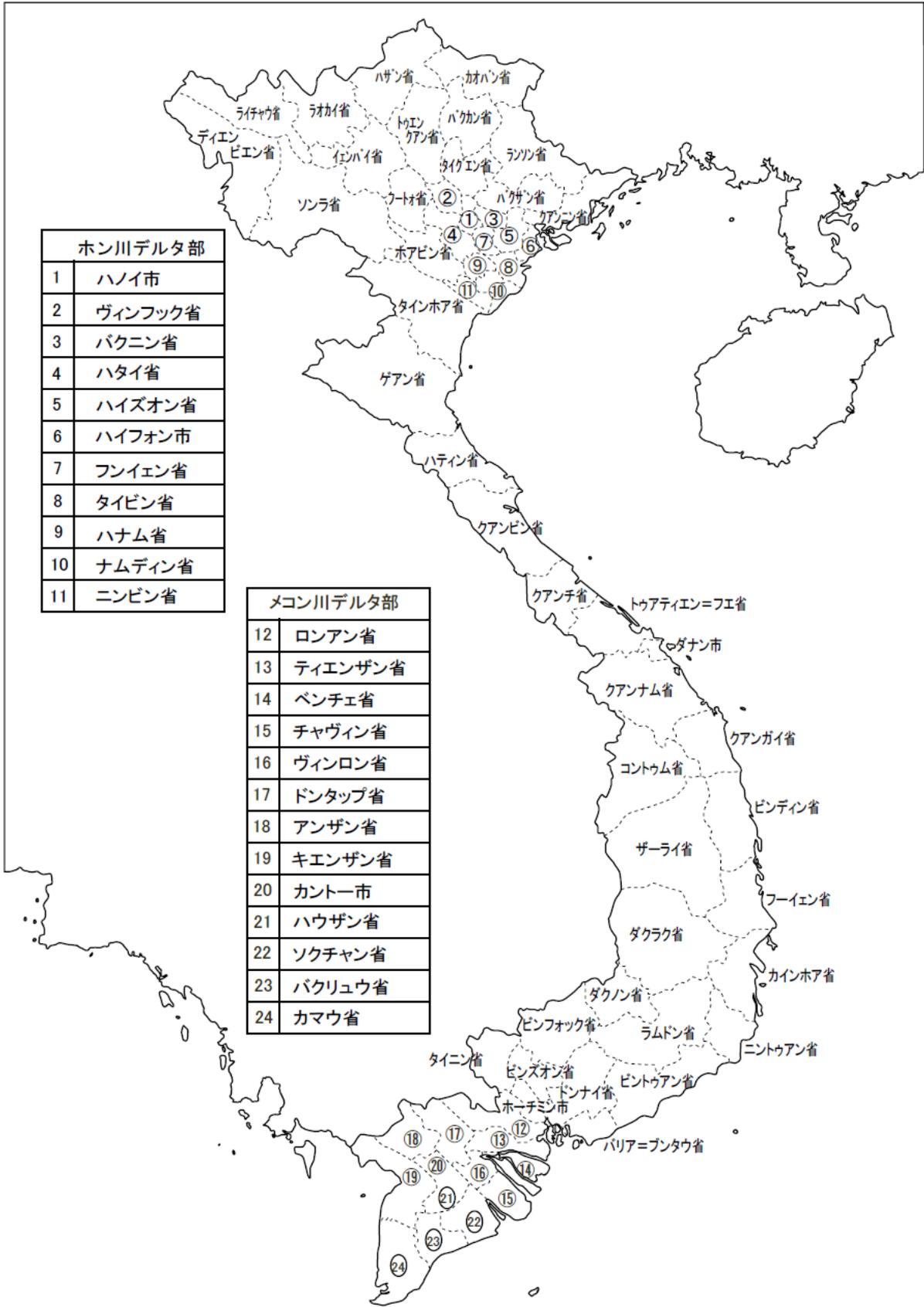
財団法人 自治体国際化協会

(シンガポール事務所)

ベトナム社会主義共和国

目 次

はじめに	1
第1章 国の統治機構	2
第1節 概観	2
第2節 行政制度	6
第3節 司法制度	8
第2章 地方行政関係政府機関	9
第3章 地方行政の概要	10
第1節 地方行政の構造	10
第2節 地方行政組織の概要	11
第3節 行政組織の相互関係	12
第4章 地方行政組織の機能と制度	14
第1節 地方行政組織の担当業務	14
第2節 人民評議会	14
第3節 人民委員会	18
第4節 地方行政組織の財政制度	21
第5節 公務員制度	24
第5章 行政改革の取り組み	28
おわりに	35
資料1 「地方行政組織数等一覧」	37
資料2 「省別データ一覧」	39



ホン川デルタ部	
1	ハノイ市
2	ヴィンフック省
3	バクニン省
4	ハタイ省
5	ハイズオン省
6	ハイフォン市
7	フンイエン省
8	タイビン省
9	ハナム省
10	ナムディン省
11	ニンビン省

メコン川デルタ部	
12	ロンアン省
13	ティエンザン省
14	ベンチェ省
15	チャヴィン省
16	ヴィンロン省
17	ドンタップ省
18	アンザン省
19	キエンザン省
20	カントー市
21	ハウザン省
22	ソクチャン省
23	バクリユウ省
24	カマウ省

はじめに

ベトナム (Socialist Republic of Viet Nam) はインドシナ半島の東側に位置し、南北 1,650km の細長い S 字型の本土と島嶼部からなる。国土面積 329,241 km² (日本の約 88%) のうち 70% 以上が山岳地帯であり、平野部は北部のホン川デルタ、中部の小規模ないくつかの平野部及び南部のメコンデルタ地帯のみである。人口は約 8,312 万人 (2005 年)、その約 90% を狭義のベトナム人 (キン族) が占め、ほかに約 60 の少数民族が存在する。

ベトナムは歴史上、多くの国による支配を経験している。北部ベトナムは 10 世紀の呉朝の時代に、千年に及ぶ中国の支配から独立して南方に勢力を広げ、19 世紀初めにベトナムとして南北を統一した。19 世紀末にはインドシナに進出してきたフランスに支配され、第二次世界大戦中の 1940 年から 1945 年にかけては日本軍が北部仏領インドシナに進駐した。

第二次世界大戦終戦直後の 1945 年 9 月に独立を宣言したものの、フランスは独立を承認せず、第一次インドシナ戦争が勃発した。1954 年にジュネーブで停戦会議が開かれ、フランスの撤退が決定したものの、国土は中国・ソ連が支援する北部のベトナム民主共和国と、アメリカが支援する南部のベトナム共和国 (ジェム政権) に北緯 17 度線で南北に分断された。南部ではジェム政権の圧政に対して反米・反政府運動が活発化し、アメリカは本格的な軍事介入を開始した。さらに 1964 年からは南ベトナム民族解放戦線の拠点と思われる北ベトナムに爆撃を行い、解放戦線はゲリラ戦で抵抗した。激戦の末、北部政権はアメリカ撤退後の 1975 年に南北統一を果たし、翌年にベトナム社会主義共和国を樹立した。

1978 年には、内戦中の隣国カンボジアに、ヘン・サムリンをリーダーとするカンプチア救国民族解放戦線を支援する形で侵攻し、軍事費の増大と国際的孤立によって深刻な経済停滞に陥った。危機的局面を打開するため、共産党は 1986 年に経済開放政策「ドイモイ」を採用し、1989 年にはカンボジアからも完全撤退して国際社会との関係改善を図った。

1995 年には ASEAN の第 7 番目の加盟国となり、同年アメリカとも国交を正常化し、国際社会への復帰を果たしている。2007 年 1 月には WTO に正式加盟し、念願であった国際経済への本格的参入も実現した。また、国内では共産党と国家機関の機能分化が進められ、投資認可権限が地方に委譲されるなど、政治・行政面においても大きな変化が生じている。

地方行政は、中央の指揮監督の下で地方における国家機関が担っている。行政組織は中央、省レベル、県レベル、町村レベルの 4 層構造から成り、省レベル以下の地方行政組織には、地方議会にあたる人民評議会と、執行機関にあたる人民委員会がそれぞれ設置されている。憲法では全ての国家機関は民主集中原則¹ に従って組織され活動すると規定しており、同原則を反映して中央から地方に至るピラミッド型の国家統治が行われている。

現在、ベトナムは 2001 年から 2010 年を対象期間とし、経済の発展に即した行政制度を整備するための行政改革を実施中であり、大きな変革の時期にある。2002 年には省庁再編が行われ、その後も主要法規の改正や行政手続の簡素化などが順次進められている。

本稿では、ベトナムの地方行政制度を概観するとともに、現在進行中の行政改革の取り組みを紹介する。

第1章 国の統治機構

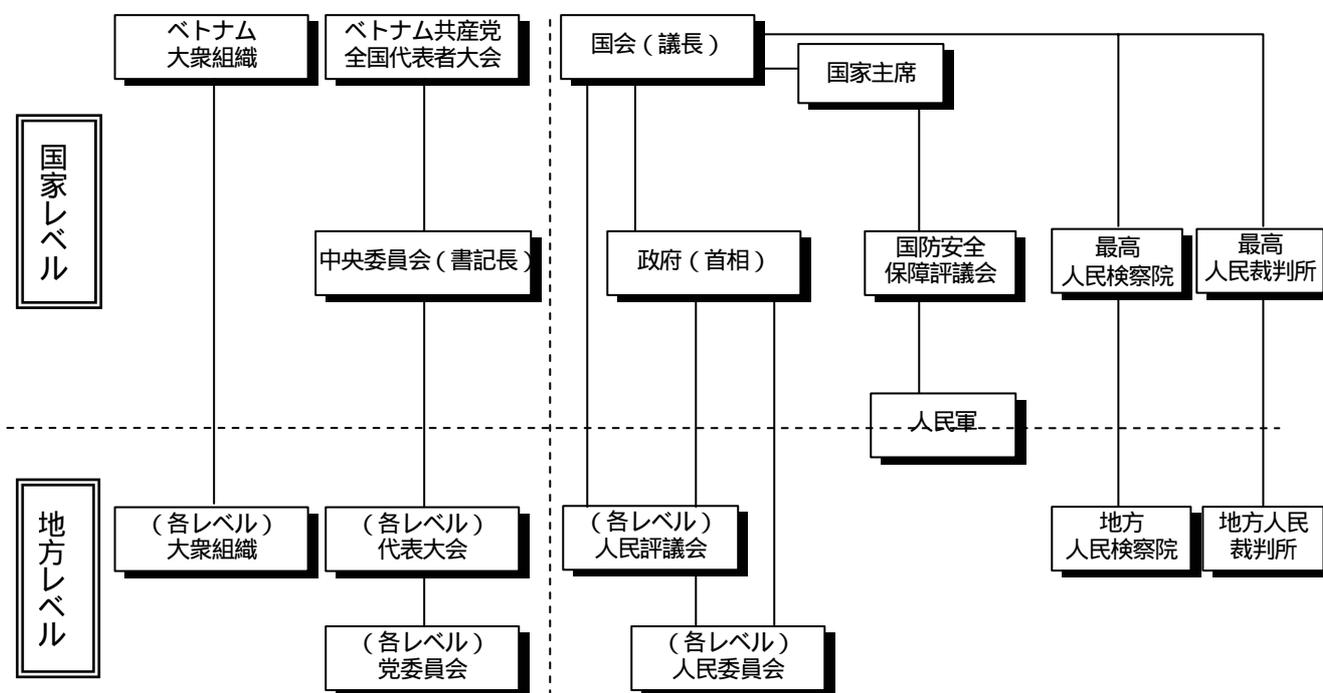
本章では、ベトナムの統治機構を概説する。国の基礎データについては別表を参照いただきたい。

第1節 概観

1 政体

憲法では、ベトナムは社会主義共和制国家であるとともに人民主権国家であると規定している。ベトナム共産党の一党支配による単独政権であり、国家元首である国家主席、政府の長である首相、共産党の長である書記長、国会の長である国会議長の4者を中心とした集団指導体制がとられている。

図表1 - 1 - 1 「ベトナムの国家機構」



出所：クレアレポート169号『ベトナムの地方制度』(財団法人自治体国際化協会、1998年)P9図を修正

共産党は国家の管理・運営に関する基本的方針を決定し、政府や国会などの諸機関がその具体化や実践を担当するという建前になっているものの、現実には国家機関や大衆組織の指導的幹部は共産党員によりほぼ独占されており、党の影響力は極めて大きい。

2 憲法

現行の憲法は、1992年に制定された「ベトナム社会主義共和国憲法」(92年憲法)である。この改正は、憲法前文に明記されているとおり、ベトナム戦争終結後の1980年制定の憲法(80年憲法)を、1986年から採用された経済開放政策であるドイモイ政策下の社会状況と課題に対応させるために行われたものであった。

憲法では、第6条において「国会・人民評議会及び全ての国家機関の組織及び活動は民主集中原

則により組織され、活動する。」と定めている。地方行政については、第 119 条で地方議会に当たる人民評議会について、「人民評議会は国家権力の地方機関であり、人民の意志・願望及び統治を代表し、地方人民によって選ばれ、地方人民及び上級国家機関に対して責任を負う。」としている。また、第 123 条では地方行政機関に当たる人民委員会について、「人民委員会は人民評議会によって選任され、人民評議会の執行機関であり、地方における国家行政機関である。憲法、法律及び上級国家機関の公文書命令及び人民評議会の決定を執行する責任を負う。」としている。

3 元首

国家元首は国家主席である。国家主席は対内的・対外的に国を代表し、国会において国会議員の中から選出される。任期は 5 年である。現在の国家主席は、グエン・ミン・チュエット (Nguyen Minh Triet) 氏であり、2006 年 6 月に選出された。2007 年 7 月に第 12 期国会で再選され、現在 2 期目である。

国家主席の主な権限及び任務は、憲法及び法律の公布、国家副主席・首相・最高人民裁判所長官等の選任・解任・罷免に関する国会への提案等である。また、軍事上では、人民軍総司令官と国防安全保障評議会議長を兼務している。

4 国会

国会は、憲法によって国民の最高代表機関かつ国権の最高機関とされ、憲法制定権と立法権を有する唯一の機関である。一院制で定数は 500 人であり、定例会は年 2 回開かれる。

国会には、議長、複数の副議長 (現在 3 名)、国会常務委員会、民族評議会及び各委員会が設置されている。現在の議長はグエン・フー・チョン (Nguyen Phu Trong) 氏である。

国会の主な権限は、憲法・法律の制定と改正、国家経済開発計画・財政計画及び民族政策の決定、国家主席・副国家主席・国会議長・副議長・国会常務委員会各委員・首相・最高人民裁判所長官等の選任及び解任等である。

国会への法案提出権は、国家主席、国会常務委員会、国会民族評議会及び各委員会、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム祖国戦線 (6 大衆組織で後述) 及びその各構成団体が有し、幅広い層や団体が法案提出権を持っている。

国会常務委員会は国会の常設機関であり、議長、副議長及びその他の委員で構成される。常務委員会の構成員は閣僚を兼務できない。常務委員会の主な権限は、国会の召集、国会議員選挙の管理、憲法及び法律の解釈、国会から委任された事項に関する法令の制定、憲法、法律、法令及び国会決議の執行の監督、政府、最高人民裁判所及び最高人民検察院の業務の監督、各レベル地方行政組織の人民評議会の監督及び指導等である。

国会議員選挙は中選挙区制による直接選挙である。任期は 5 年であり²、選挙権は 18 歳以上、被選挙権は 21 歳以上の国民に与えられている。

2007 年に実施された第 12 期国会議員選挙により、現在の構成は共産党員 450 人、非共産党員 43 人の計 493 人となっており、このうち女性議員は 127 人、少数民族議員は 87 人である。また、団体・組織の推薦を受けずに立候補・当選した自薦議員は 1 人である。

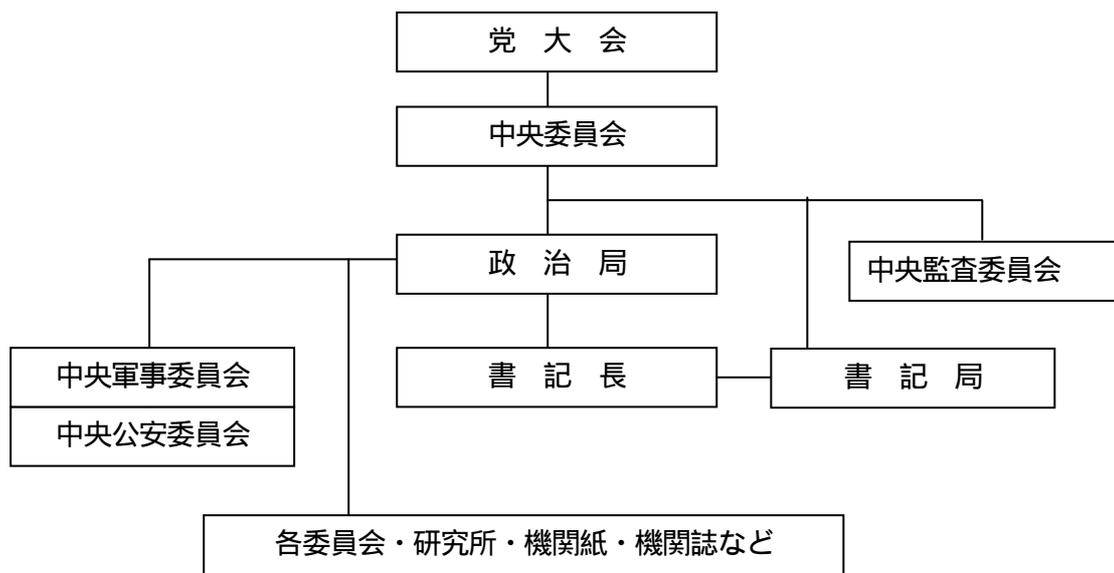
5 政党

共産党は憲法第4条において国家・社会の指導的勢力であると規定されており、中央レベルにおいて党大会、中央委員会、政治局などから構成されているほか、地方でも地方行政区分の各レベルに応じて中央と同様の組織系統を構築している。これらの党組織は政策の企画・決定に強い影響力を持ち、中央政府レベルでは、共産党が方針・政策を決定し、その決定内容を国会で審議、採択した上で、政府が執行する。

共産党の最高決定機関は、原則として5年ごとに開かれる全国代表大会（党大会）であり、党大会で選出される中央委員会が実質的な最高機関である。党大会は党としての基本方針や路線を決定し、中央委員会はそれを具体化するための基本指針や政策などを決定する。中央委員会の下に、政策決定機関として14名から成る政治局、書記長及び8名の書記局員から成る書記局が設置されている。なお、決定機関の順位は機構上では党大会 - 中央委員会 - 政治局 - 書記長となるが、いずれも決定権限をこの順序に譲与する規定になっており、現実の権力関係は書記長 - 政治局 - 中央委員会 - 党大会の順序になる。

指導部の序列は政治局の名簿順であり、現在の序列第一位はノン・ドゥック・マイン（Nong Duc Manh）書記長、ついでレ・ホン・アイン（Le Honh Anh）公安相、グエン・ミン・チュエット（Ngueyn Minh Triet）国家主席、グエン・タン・ズン（Nguyen Tan Dung）首相、チュオン・タン・サン（Truong Tan Sang）党書記局常任の順となっている。トップ3は、ベトナム北部、中部、南部からそれぞれ選ばれるのが慣例であったが、2006年4月の第10回党大会ではこの慣例が崩れ、北部出身のマイン書記長を除き、第二位から第五位まですべて南部出身者で占められた。

図表1 - 1 - 2 ベトナム共産党中央組織図



出所：今井昭夫・岩井美佐紀編・著「現代ベトナムを知るための60章」（明石書店）p.249

6 大衆組織

ベトナムには、大衆組織（Mass Organization）と呼ばれる、職業や社会的カテゴリーによって組織された様々な団体が存在する。大衆組織とは、政府・共産党が決定した政策や法律を国民に周知させるべく活動する草の根組織であると共に、国民の意見を吸い上げる機関であり、中にはベトナム祖国戦線やベトナム女性連合など、政治的に強い力を有し、実質上、国の省庁と対等かそれ以上の地位を有する組織もある。大衆組織のうち、法律により特別な権限と役割を与えられ、国家予算の配分が規定されている団体を政治・社会組織と呼び、ベトナム祖国戦線、ベトナム女性連合、ベトナム農民連合、ホーチミン共産青年団、ベトナム労働総連合、ベトナム退役軍人会の6団体がある。憲法第125条は、関連する諸問題について地方の人民評議会や人民委員会が討議を行う場合は祖国戦線及び大衆組織の長を招くべきこと、人民評議会・人民委員会は地域の状況について祖国戦線と大衆組織に定期的に報告を行うべきことを明示している。

以下、主な大衆組織であるベトナム祖国戦線、ベトナム女性連合、ベトナム農民連合、ホーチミン共産青年団を簡単に紹介する。

（1）ベトナム祖国戦線

ベトナム祖国戦線（Vietnam Fatherland Front）は、フランス占領下における抗仏運動組織や南北分断時代における民族独立運動組織を継承する組織である。憲法第9条は、ベトナム祖国戦線及びその会員組織は人民の統治における政治的基盤であるとし、国家はそれらが効率的に活動できる条件を整えるとしている。ベトナム祖国戦線は大衆組織の要であり、中央から地方までピラミッド型に組織されている。

ベトナム祖国戦線は、国会への法案提出権のほか、国会議員・人民評議会候補者の推薦、人民裁判所裁判官の選出への関与、国家機関・国会議員・公務員の監視などの役割を持ち、強い政治力を有している。

（2）ベトナム女性連合

ベトナム女性連合（Vietnam Women's Union）は、旧封建主義や植民地主義と戦うための女性の組織として、共産党の指導の下に設立された組織である。国のすべての省庁及び人民委員会は、女性と子供に関連のある施策計画を策定する際は、ベトナム女性連合に相談することとされている。

（3）ベトナム農民連合

ベトナム農民連合（Vietnam Farmers' Union）は、農民の意思を代表すべく設立された組織である。主な活動には、貧困農民に対する貸付や農業技術の向上支援、貧困対策、識字率の向上支援などがある。

（4）ホーチミン共産青年団

ホーチミン共産青年団（Ho Chi Minh Communist Youth Union）は、1930年に祖国の独立・建設を目的として「インドシナ共産青年団」として設立された組織である。構成員は15歳から30歳までの若者である。共産党とのつながりが強く、実質的に共産党の若手組織となっている。

第2節 行政制度

政府は国会の執行機関であると同時に行政の最高機関であり、国家の政治、経済、文化、社会、国防、治安、外交等を統一的に管理する。また、政府は地方行政機関に当たる人民委員会の指揮、地方議会に当たる人民評議会の指導・監督を行う。

内閣は、首相、副首相（現在5名）、各省大臣及び省と同レベルの国家機関の長により構成される。2007年8月に第12期国会において省庁再編が決定され、現在、省及び省と同レベルの国家機関は22設置されている。また、この他に政府所属機関が9設置されている³。

行政府の長は首相であり、国会に対して責任を負い、国会、国会常務委員会及び国家主席に対して政府の活動報告を行う義務がある。首相の任期は5年であり、国家主席の提案に基づいて国会により国会議員の中から選任される。現在の首相はグエン・タン・ズン（Nguyen Tan Dung）氏であり、国家主席と同じく2006年6月に選出され、2007年7月に第12期国会で再選されて現在2期目に入っている。

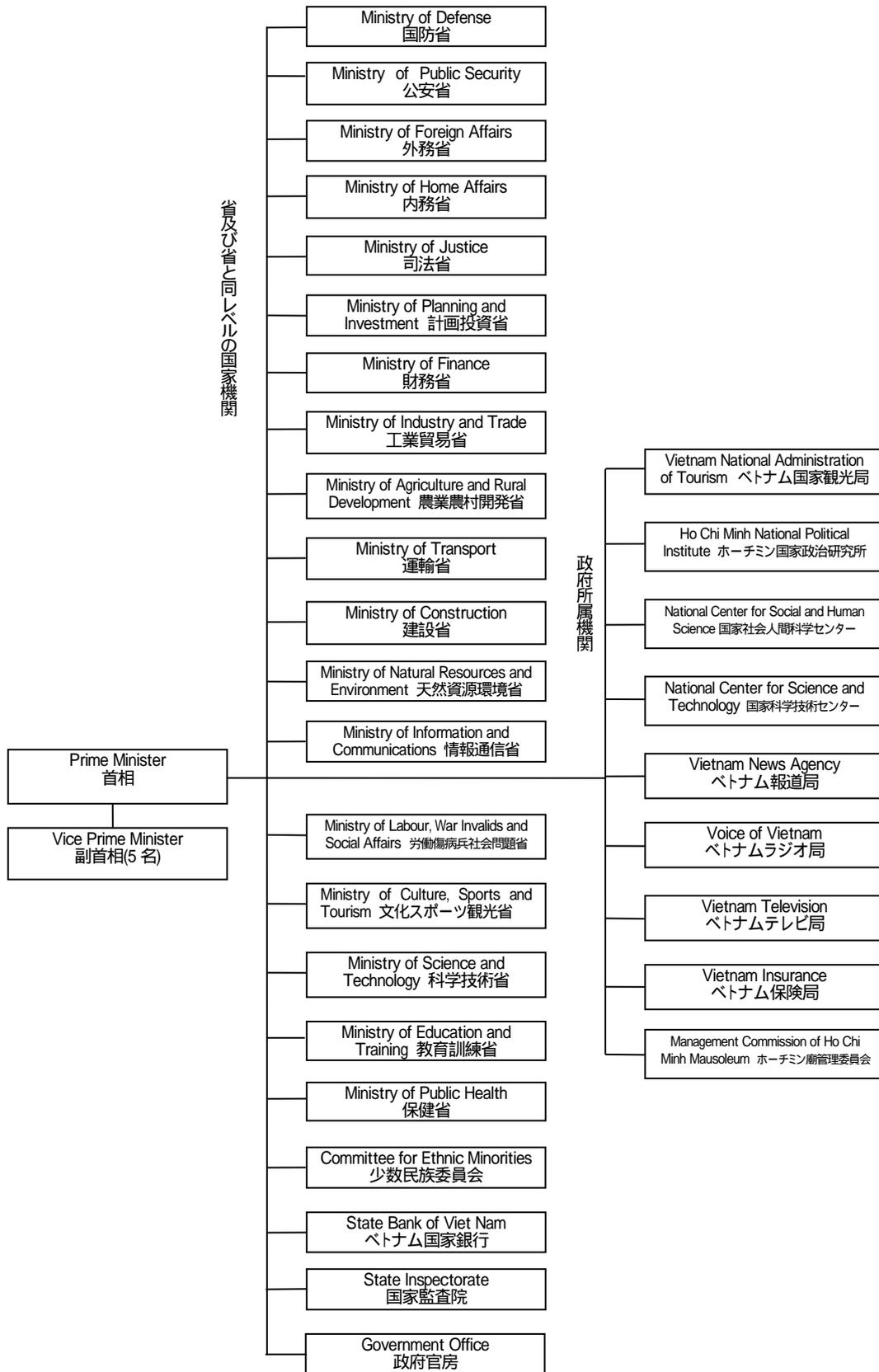
首相は、政府の長として中央政府機関の指導・監督を行う。また、上位レベルの行政機関として、直近下位レベルの地方行政組織である省レベル（省及び中央直轄市）に対し、憲法・法・その他の国家機関の文書に反する人民評議会や人民委員会の決定を取り消すことができるなど、強い権限を持っている。

ベトナムの行政組織は、中央レベル、省レベル、県レベル、町村レベルの4層構造からなる。省レベル以下の行政組織が地方行政組織であるが、これらは全て国家行政組織の一部とされている。下位レベルの行政組織は、上位レベルの行政組織の強い監督下にある。

図表1 - 2 - 1 「ベトナム閣僚名簿」（2007年8月現在）

	ポスト	氏名		ポスト	氏名
1	首相	Nguyen Tan Dung	15	農業農村開発	Cao Duc Phat
2	副首相	Nguyen Sinh Hung	16	運輸	Ho Nghia Dung
3	副首相	Pham Gia Khiem	17	建設	Nguyen Hong Quan
4	副首相	Truong Vinh Trong	18	天然資源環境	Pham Khoi Nguyen
5	副首相	Hoang Trung Hai	19	情報通信	Le Doan Hop
6	副首相	Nguyen Thien Nhan	20	労働傷病兵社会問題	Nguyen Thi Kim Ngan
7	国防	Phung Quang Thanh	21	文化スポーツ観光	Hoang Tuan Anh
8	公安	Le Hong Anh	22	科学技術	Hoang Van Phong
9	外務	Pham Gia Khiem	23	教育訓練	Nguyen Thien Nhan
10	内務	Tran Van Tuan	24	保健	Nguyen Quoc Trieu
11	司法	Ha Hung Cuong	25	少数民族委員会	Giang Seo Phu
12	計画投資	Vo Hong Phuc	26	ベトナム国家銀行	Nguyen Van Giau
13	財務	Vu Van Ninh	27	国家監査院	Tran Van Truyen
14	工業貿易	Vu Huy Hoang	28	政府官房	Nguyen Xuan Phuc

図表 1 - 2 2 「中央省庁組織図」(2007年8月現在)



出所：省及び省と同レベルの政府機関の英語表記はベトナム外務省ウェブサイト <http://www.mofa.gov.vn> 等、政府所属機関については内務省等における聞き取り調査により作成。

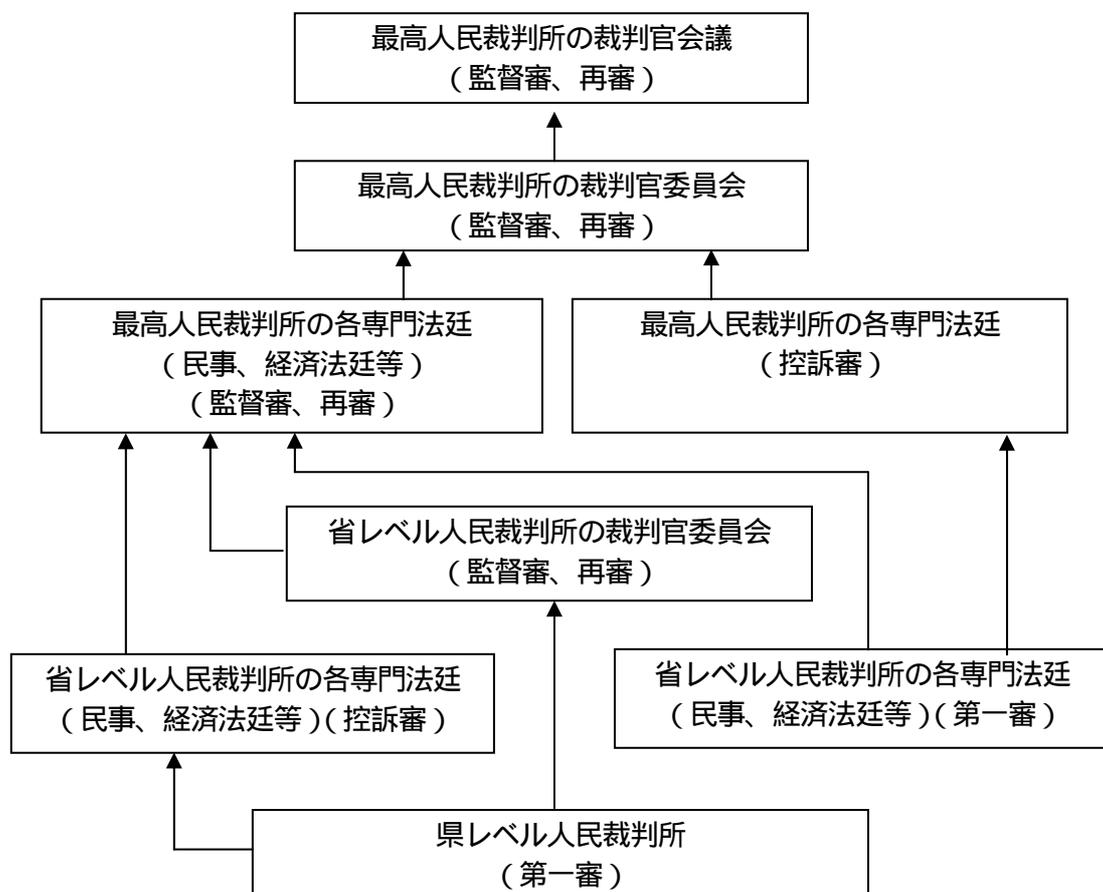
第3節 司法制度⁴

ベトナムの司法機関には、人民裁判所、民事判決執行機関、人民検察院などがある。審理機関は、最高人民裁判所、地方人民裁判所、軍事裁判所、法律により設置されるその他の裁判所から構成されている。裁判制度の特徴としては、二審制(控訴審で確定)、公開裁判、人民陪審員制度の採用、民族の独自言語を使用する権利の保障などがあげられる。また、ソ連法に由来し主に法令適用の誤りを是正するための確定判決に対する監督審制度や、事実認定の誤りを是正するための再審制度が採用されている。三審制が採用されているようにも見えるが、監督審や再審を申し立てる権利は当事者にはなく、裁判所の所長や検察院の院長らのみにあるため、厳密には三審制とはいえない。

地方人民裁判所には省レベル人民裁判所と県レベル人民裁判所がある⁵。一般に第一審は裁判官と人民陪審員によって構成され、より高度な法律的判断が求められる控訴審、再審などは裁判官のみで構成される。裁判中の裁判官と人民陪審員は平等の立場にあることが憲法で規定されている。なお、軍事裁判所は人民軍の中に設置されている。

民事判決執行機関は、財産の差し押さえなど、民事判決の執行を担当する機関である。省レベルにおいては人民委員会の司法局に所属する民事判決執行課、県レベルにおいては県レベル人民委員会の司法課に所属する民事判決執行室が置かれている。執行権は、第一審裁判所が審理した場所における、その裁判所と同レベルの執行機関が有する。

図表1 - 3 - 1 ベトナム人民裁判所の三級二審制度



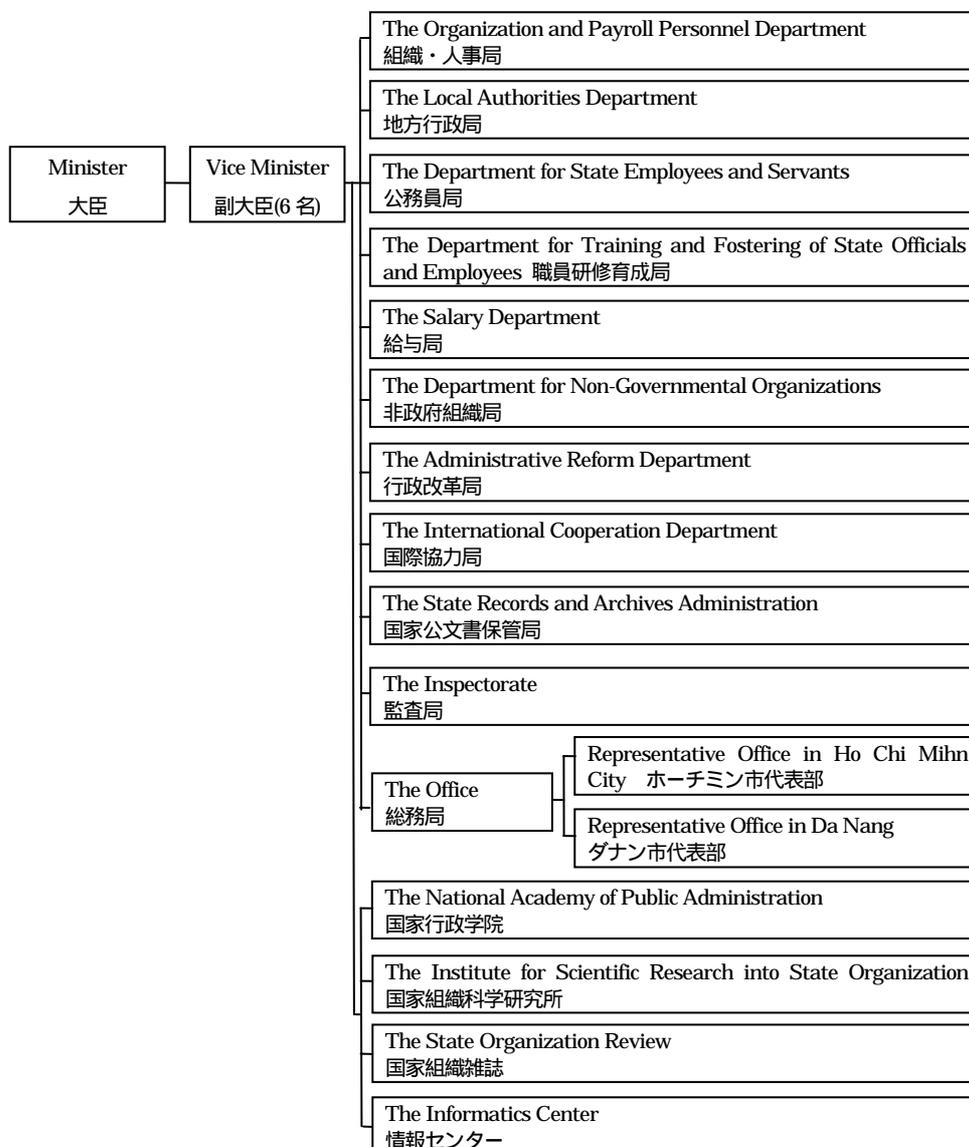
第2章 地方行政関係政府機関

地方行政を管轄する中央官庁は内務省である。2002年8月に実施された省庁再編により、地方行政の監督・指導を行っていた政府組織人事委員会(Government Committee of Organization and Personnel)も、内務省(Ministry of Home Affairs)の一部として組織改編された。

内務省は、国家機関の組織、公務員、大衆組織と非政府組織の設立、行政事務の所掌区分及び国家の公文書の処理に関する業務等を行う。

2003年5月、内務省の組織は図表2-1-1のとおり改編されている。2006年8月現在、大臣の下に6人の副大臣があり、その下に11部局、4所属機関、2地方事務所が設置されている。

図表2-1-1 「内務省組織図」



(2003年5月9日付政令第45号により作成)

第3章 地方行政の概要

本章ではベトナムの地方行政の構造、地方行政組織の概要、異なるレベルの地方行政組織の関係について述べる。

第1節 地方行政の構造

地方行政組織の構造については、憲法で基本的な事項を規定しているほか、2003年に改正(2004年施行)された「人民評議会及び人民委員会組織法」が規定している。

ベトナムの行政組織は、中央(Trung uong / *Central government*)レベル、省(Tinh / *Province*)レベル、県(Huyen / *Rural district*)レベル、町村(Thi tran, Xa / *Town under district, Commune*)レベルの4層構造となっている。これらは全て国家行政組織であり、中央から地方にいたるピラミッド型の国家統治が行われている。

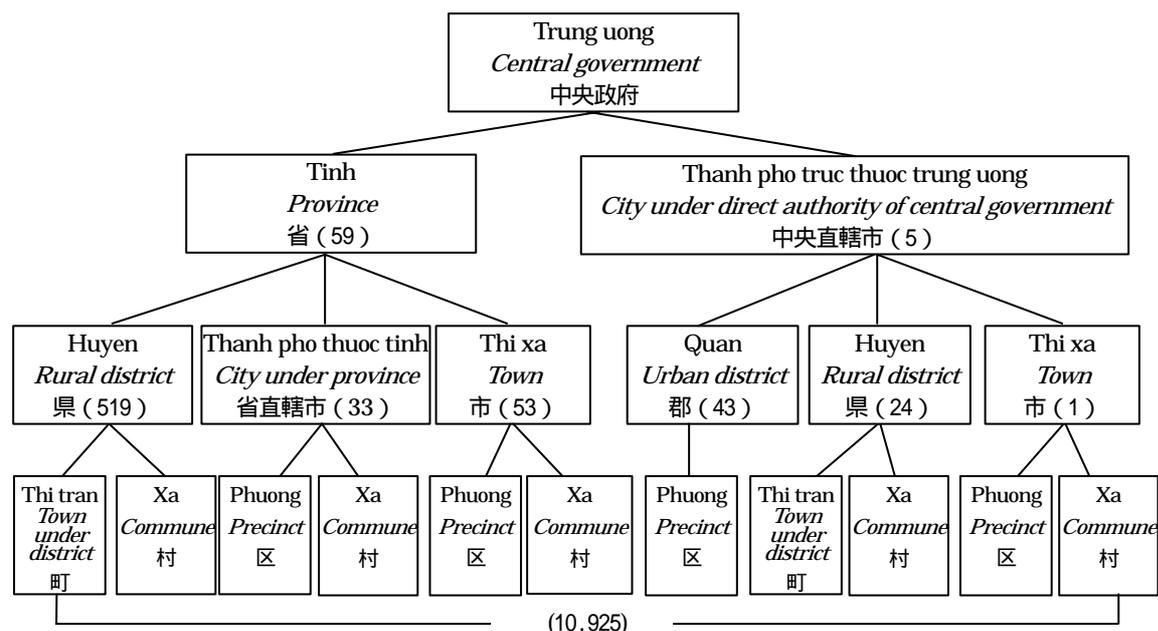
省レベルの地方行政組織には、省(Tinh / *Province*)と中央直轄市(Thanh pho truc thuoc trung uong / *City under direct authority of central government*)がある。

県レベルには、省の下に県(Huyen / *Rural district*)、省直轄市(Thanh pho truc thuoc tinh / *City under province*)及び市(Thi xa / *Town*)があり、中央直轄市の下に郡(Quan / *Urban district*)、県、市がある。

町村レベルには、県の下に町(Thi tran / *Town under district*)と村(Xa / *Commune*)が、市の下に区(Phuong / *Precinct*)と村が、省直轄市の下に区と村が、郡の下に区が置かれている。

また、国家行政単位ではないが、伝統的な共同体としての役割を持つ「ムラ」(thon / *Village*)が、町村レベル地方行政組織の監督下に存在している。

図表3 - 1 - 1 「ベトナムの行政構造」



(): 地方行政組織の数。Statistical Yearbook 2006 により作成。

第2節 地方行政組織の概要

ベトナムには、2005 年末現在で省レベル地方行政組織が 64、県レベル地方行政組織が 681、町村レベル地方行政組織が 10,876 存在する。同レベルの地方行政組織は、政令の規定により、規模や政治的・経済的重要度により名称が区分されている。

なお、ベトナムの行政制度においては上下関係を規定する級（レベル）が非常に重要な意味を持っている。

1 省レベル地方行政組織

省レベル行政組織のうち、中央直轄市 5 都市（ハノイ市、ホーチミン市、ハイフォン市、ダナン市、カントー市）は他の都市に比べて特に規模が大きく、政治、経済、社会的に重要な役割を果たしていることから、省と同レベルの位置づけがされているものである⁶。2001 年 10 月 5 日付政令第 72 号によると、中央直轄市は以下の 5 つの条件を満たす都市とされている。

国の政治経済・文化・科学技術・教育・観光・サービス・内外交通の中心地である。

国の経済社会発展促進の役割を有する首都もしくは都市である。

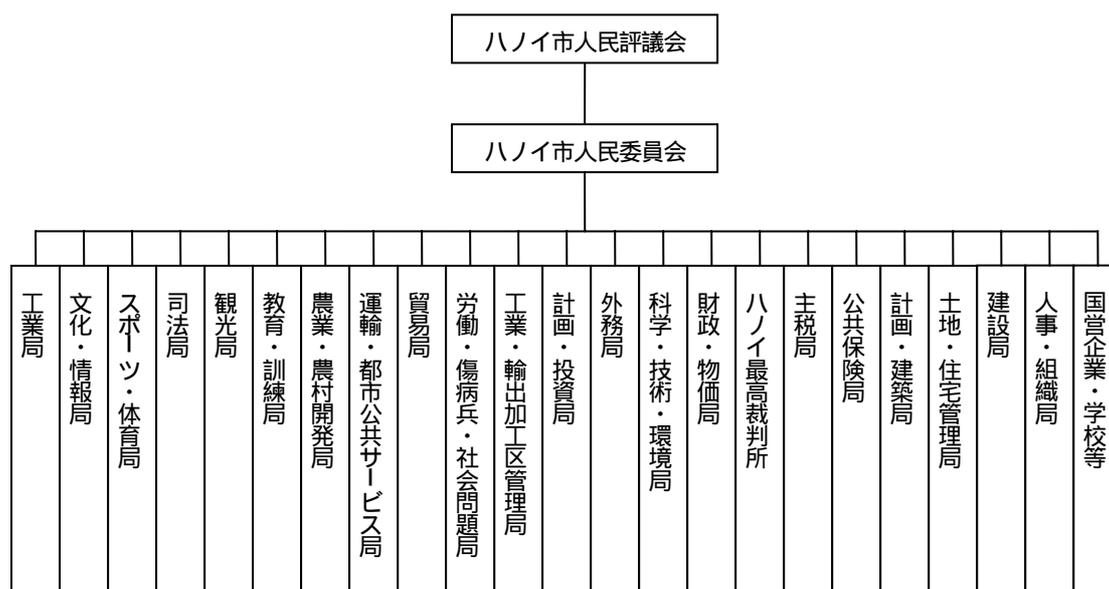
非農業人口が 90%以上である。

インフラ整備がほぼ完成している。

人口 150 万人以上、1 km² あたりの平均人口密度が 15,000 人以上である。

図表 3 - 2 - 1 は首都ハノイ市の行政組織図である。

図表 3 - 2 - 1 「ハノイ市の行政組織」



(ハノイ市ウェブサイト <http://hanoi.gov.vn> HANOI CITY ADMINISTRATION 図から作成)

2 県レベル地方行政組織

省の下に位置づけられる県レベル地方行政組織には、県、省直轄市、市がある。名称の区分は人口や人口密度、インフラの整備状況等によるもので、一般に県 省直轄市 市の順に規模が大きくなり、また都市化がより進んでいるとされる。

3 町村レベル地方行政組織

町村レベル地方行政組織のうち、町は村と比較して人口が集中し、ある程度都市化が進んだ地域である。また、村と区については、区が都市部における行政組織であり、村は地方における行政組織として位置付けられている。

なお、ベトナムの社会は村落共同体の伝統を持つ社会であり、伝統的な共同体としての役割を持つ「ムラ」が町村レベル地方行政組織の監督下に存在している。ムラには村長がおかれ、村内の小規模な道路整備など、生活に密着した事柄については、ムラの村長の合議によって決定される。村長は、町もしくは村の人民評議会や人民委員会の委員を兼務することもある⁷。

第3節 行政組織の相互関係

各レベルの地方行政組織には、それぞれ地方議会としての人民評議会（People's Council）、その執行機関である人民委員会（People's Committee）が設置されている。

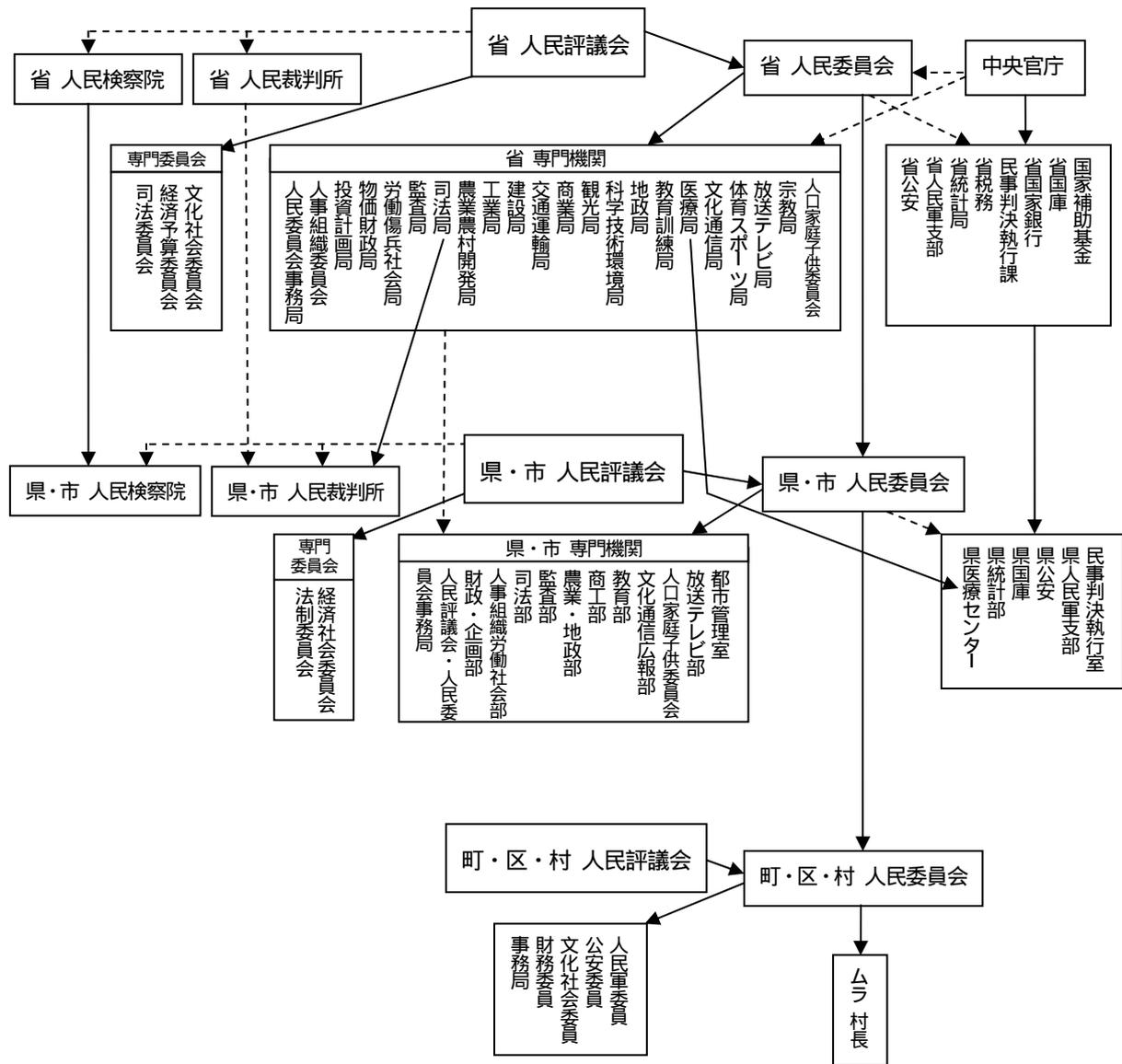
人民評議会は地方議会であるが、国家機関であり、このため地方住民に対して責任を負うだけでなく、上位レベルの国家機関である国会常務委員会と上位レベルの人民評議会に対しても責任を負う。

人民委員会は人民評議会の執行機関であり、国家機関の行政執行機関として位置づけられている。人民委員会は中央政府と上位レベルの人民委員会の指導を受け、人民委員会の委員は人民評議会によって選出される。また、実際の行政事務は人民委員会に所属する複数の専門機関が行っているが、これらの専門機関は人民評議会や人民委員会のほか、政府の関係省庁や上位レベルの人民委員会に所属する専門機関からも指導・監督を受けている。

行政組織が上位レベルと同レベルの双方に責任を負うこの関係は「二重の従属」と呼ばれ、ベトナム地方行政の特徴である。「二重の従属」は、中央から地方への、あるいは上位レベルから下位レベルへの指導・管理がうまくいかない際の原因としてしばしば指摘される。各レベル間の任務・権限配分は行政分野や地方によって異なるものの、一般的に、上位レベルの行政組織は下位レベルの行政組織に対して非常に強い権限を持っている。

図表3 - 3 - 1は、北部のホン川デルタ地域にあるニンビン省における行政組織の関係図である。

図表3 - 3 - 1 「ニンビン省における地方行政組織の関係」



——> 指導・監督、任命、罷免、決定の承認・取消等特に強い関与
 ----> 指導・監督等の関与

出所：ベトナム内務省提供資料「SO DO TO CHUC BO MAY CHINH QUYEN, TINH NINH BINH」
 に加筆修正

第4章 地方行政組織の機能と制度

本章では、地方行政組織における人民評議会と人民委員会の役割、地方行政組織の業務、財政制度及び公務員制度について説明する。

地方行政組織の機能は、憲法、「人民評議会及び人民委員会組織法」、「国家予算法」によって主に規定されている。憲法と「人民評議会及び人民委員会組織法」は、地方レベル行政組織における人民評議会と人民委員会が果たす役割を規定している。また、「国家予算法」では、中央政府と地方行政組織それぞれの支出項目を定めている。

なお、「人民評議会及び人民委員会組織法」は2003年11月に改正法案が国会で可決され、2004年初めに施行された。本章は改正後の規定に基づくものである。

第1節 地方行政組織の担当業務

2002年改正前の国家予算法では、地方行政組織による歳出分野を、省レベル、県レベル、町村レベルの3レベルについてそれぞれ規定していた。2002年改正法によって省レベル地方行政組織の財政面における権限が強化され、地方行政組織の歳出業務については、省レベル人民評議会が一定の原則に基づいて下位の地方行政組織に割り当てることとなり、地方の実情に応じた事業分担が可能となっている。

国家予算法の規定による地方行政組織の担当する支出分野は以下のとおりである。

1 開発投資

地方が管理する経済・社会インフラ整備
法の規定する国営企業・経済組織等への投資・援助
その他法律の規定による支出

2 経常支出

教育訓練、医療、社会、文化、通信、文化芸術、スポーツ、科学技術、環境及びその他地方が管理する事業活動
国防、治安、社会秩序の維持に関する事業で地方が担当するもの
地方における国家機関、共産党及び政治・社会組織の活動に関する支出
法の規定する社会団体等への援助
国家政策に基づく物価安定のための支出
その他法律の規定による支出

第2節 人民評議会

1 人民評議会の概要

人民評議会(People's Council)は地方議会に当たる。憲法第119条は人民評議会について、「人民評議会は国権の地方機関であり、人民の意志、願望、支配権を代表し、住民により選出され、住民および上位レベル国家機関に対して責任を負う。」としている。また、「人民評議会及び人民委員会組織法」は人民評議会の責務について、「社会経済建設及び開発の促進についての地方の潜在

的な能力を向上する施策を決定し、地方における国家防衛と治安を強化し、住民の物質的・精神的な生活水準を継続的に向上し、国家に対する地方の義務を果たす。」としている。

人民評議会の議員は住民の直接選挙によって選出される。ただし、この選挙は、共産党最高指導部が各選挙区の当選者がどのような階級、階層の人々で構成されるべきかを具体的に指示し、その指示に選挙結果が合致するように各レベルの祖国戦線が立候補者の大半を推薦し、実施される。立候補者の選出には、個人的能力以上に各政治・社会組織が推薦した幹部か否かが重視されているという。議員の多くは共産党、国家機関、大衆団体の幹部または公務員であり、一般の国民は少ないことから、国民の代表という性格は限定的であるとのことである⁸。なお、議員の任期は5年であるが、議長については特に2期を超えて連続して務めてはならないという定めが設けられている。

人民評議会では定例会が年2回開催され、必要に応じて臨時会が開催される。評議会議員の定数は「人民評議会選挙法」によって定められ、省レベルで50~85名、県レベルで30~40名、町村レベルで25~30名であり、議員には少数民族及び女性を含まなくてはならないとされている。

2 人民評議会の機能

「人民評議会及び人民委員会組織法」によると、人民評議会は、憲法、法令及び上位レベルの国家機関の指示に基づいて、上位レベル機関から委任された責務と義務を履行し、地方における憲法・法律の施行に関する施策、経済・社会発展計画、予算執行計画、地方における国防・治安・住民生活の安定と向上について決議を行う。法律に定められた一定の事項に関する決議については、施行前に上位レベルの人民評議会の承認を得る必要がある。

人民評議会は、人民評議会内に設置される常務委員会、人民委員会、人民裁判所、人民検察院を監督し、人民評議会の決議の執行状況についての監督を行う。また、地方における国家機関、社会経済組織、人民軍地方部、住民の法の遵守を監督する。

常務委員会は、人民評議会内より選出され、省レベルと県レベルでは3名以上（評議会議長、副議長及びその他の議員）で、町村レベルでは2名（評議会議長及び副議長）で構成される。常務委員会の委員は同じレベルの人民委員会委員を兼務することができず、選出結果については上級の人民評議会の承認を受ける必要がある。常務委員会の任務と権限は広範であり、人民評議会の会議を招集し主宰すること、同レベルの人民委員会の協力を得て会議の内容を準備すること、同レベルの人民委員会及びその他の地方国家機関による人民評議会の決議の実行を監督すること、人民の苦情・陳情等処理し、人民の意見・願望をとりまとめることなどが含まれる。

省レベルの人民評議会には、常務委員会のほかに、経済・予算委員会、文化・社会委員会、法制委員会の三つの専門委員会が組織され、少数民族の多いところにはこれに加えて民族委員会も設置される。県レベルの人民評議会には、経済・社会委員会、法制委員会の二つの専門委員会が組織される。町村レベルにはこのような委員会に関する規定はない。

人民評議会は、その執行機関である人民委員会に対して、委員長を初めとする委員を選任する権限を持つほか、人民委員会の違法な決定を取り消す権限を持つ。また、下位レベルの人民評議会の指導・監督機関として、直近下位レベルの人民評議会の違法な決定を取り消すことができ、直近下位レベルの住民評議会が住民の利益に重大な損害をもたらした場合は、当該人民評議会の解散を決定する権限を持つ。さらに、その地方行政組織の司法機関である人民裁判所の人民陪審員の選任を

行う。

2003年改正の「人民評議会及び人民委員会組織法」には、人民評議会の詳細な監督権を規定する章が加えられた。これにより、人民評議会は、常務委員会・専門委員会、人民裁判所及び人民検察院に対して、報告書の提出を要求する権限を持つことになった。また、人民評議会は、評議会議長・副議長、常務委員会委員、専門委員会委員、人民陪審員及び人民委員会の委員長以下の委員の罷免権を持つことになり、地方議会としての地位が向上した。

「人民評議会及び人民委員会組織法」は、省レベル、県レベル、町村レベルの人民評議会の決定分野について詳細に規定している。上位レベルで包括的・全体的な決定を行い、下位レベルではやや具体的な施策の決定を行うという傾向はあるものの、基本的な枠組みは各レベルに共通である。省レベルを例にとると、主な決定分野は以下のとおりである。

(1) 経済分野

長期及び年間の社会経済開発計画の策定、土地活用施策の策定、都市部及び農村部における建設・開発計画策定等

当該地方における農林水産及び工業の生産促進のための組織の構築計画及び生産開発の奨励策の策定、経済分野の再構築及び地方の経済部門の振興策の策定等

当該地方における国家予算の歳入額算定、地方予算の歳入・歳出額算定並びに各レベルの地方行政組織における予算額の配分、地方決算の承認、予算事項状況の監督等

国家予算法の規定に基づく、財源及び歳入額の各レベル地方行政組織への配分
使用料、手数料の徴収及び人民からの寄付の收受にかかる事項等に関する決定
当該地方における組織管理手法及び人的資源の活用方法に関する施策の策定
浪費・汚職・密輸及び不正な貿易の防止並びに節約の励行に関する施策の策定

(2) 教育・保健・文化・社会・情報・スポーツ分野

教育及び訓練の推進に関する施策策定、一般教育及び職業訓練に関する組織の構築計画の策定等

文化・情報・スポーツ振興に関する施策策定、地方における文化的遺産の保護及び広報に関する施策策定等

人材育成、雇用創出、労働条件及び労働者の生活環境改善に関する施策策定等

青年及び児童の保護・育成・教育に関する施策策定、道徳的で文化的な生活様式の養成に関する施策策定、民族的伝統の育成・良俗の維持等に関する施策策定

医療組織の構築に関する計画策定、人民の健康維持に関する施策策定、高齢者・障害者・孤児及び母子福祉、人口及び家族計画に関する施策策定、伝染病の予防及び対策、当該地方における人民の健康促進等

戦傷病者・戦没者遺族に対する支援策策定、社会保険・社会救済・飢餓撲滅等に関する施策策定

(3) 科学・技術・天然資源・環境に関する分野

研究・技術革新・科学技術の発展に関する施策策定
土地・森林・山地・河川・湖・水源・地下資源・水産資源の活用及び管理に関する施策策定
当該地方における環境の保護及び自然災害・環境汚染の予防等に関する施策策定
生産物の規格、計量及び品質についての法整備に関する施策策定、偽造品・粗悪品の生産・流通防止に関する施策策定、消費者利益の保護に関する施策策定

(4) 国防・治安・社会秩序の維持に関する分野

国防・治安と経済活動の一体化及び地方における予備軍の組織に関する施策策定
治安及び社会秩序の維持・犯罪等違法行為の防止に関する施策策定

(5) 民族及び宗教に関する分野

少数民族政策の実施に関する施策策定、少数民族の物質的及び文化的な生活水準と教育水準の向上に関する施策策定、民族間の平等権の実現及び民族間の団結と相互扶助の維持強化に関する施策策定

宗教政策の実施に関する施策策定、法の下における各宗教の平等の確保、法の規定に基づく信仰及び宗教の自由に関する施策策定

(6) 法の施行に関する分野

憲法・法律・上級国家機関の発する文書及び自らの決議の執行を保障する施策策定
人民の生命・財産・自由・名誉・尊厳・その他の合法的権利及び利益の保護に関する施策策定
国の財産及び利益の保護に関する施策策定、社会組織及び経済組織の財産の保護に関する施策策定
人民の苦情・陳情・告発を受けて法令等に基づいた解決を保障する施策策定

(7) 地方行政制度の整備、地方行政組織の区域に関する分野

人民評議会議長・同副議長・人民評議会の常務委員会委員・人民委員会委員長・同副委員長及び委員・人民評議会の専門委員会の長及び他の委員・省レベルの人民裁判所人民陪審員の選任・解任・罷免、人民評議会議員の罷免、人民評議会議員の辞職の承認
人民評議会により選出された地位にある者に関する信任投票
省レベル及び県レベル人民委員会における専門機関の構成に関する承認、政府の指導に基づいた省レベル人民委員会の専門機関の設立・合併・解散の決定
当該地方における行政系（非現業系）公務員の給与総額の決定及び承認等
地方予算の額を考慮した地方幹部及び公務員の募集及び給与体系に関する決定、政府の指導に基づいた町村レベル公務員の賞与額等に関する決定
上位レベルによる審議及び決定に要する地方行政体の境界画定に関する計画の承認、地方の街路・道路・公共街区・公共施設等に関する名称決定
省レベル人民委員会及び県レベル人民評議会の違法な決議の一部または全部取消
県レベル人民評議会が人民の利益に重大な損失を与えた場合の当該人民評議会の解散の決定

及びその解散の実施に関する国会常務委員会への承認依頼

県レベル人民評議会による町村レベル人民評議会解散決議の承認

第3節 人民委員会

1 人民委員会の概要

人民委員会（People's Committee）が人民評議会の執行機関であることは既述のとおりである（P.12）。憲法第123条は人民委員会について、「人民委員会は、人民評議会によって選出され、人民評議会の執行機関であるとともに地方における国家行政機関であり、その責務は憲法、法律、上位レベル国家機関の正式文書及び人民評議会の決議を実施することである。」としている。また、「人民評議会及び人民委員会組織法」は人民委員会の責務について、「人民委員会は地方における社会経済発展、国防・治安及びその他の政策を実施するために、憲法・法律・上位レベルの国家機関の正式文書及び同レベルの人民評議会の決議に従って行動する。」としている。

人民委員会は、人民評議会に設置された常務委員会と専門委員会（町村レベルの場合は議長）と協力して人民評議会会議を準備するとともに、諸事業を企画し、人民評議会における審議と採択を求める。

人民委員会の委員長・副委員長及びその他の委員は人民評議会において選出される。委員長は人民評議会議員から選出されるが、副委員長及び委員は人民評議会議員でなくてもよい。なお、委員長が任期中に欠けた際に補充する場合には、人民評議会議員である必要はない。また、人民委員会の構成員の選出結果は、直近上位レベルの人民委員会委員長（省レベル人民委員会においては首相）の承認を得なければならない。

人民委員会委員の定数は、省レベルで9～11人（ハノイ市とホーチミン市は最大13人）、県レベルで7～9人、町村レベルで3～5人である。副委員長の定数は政府が規定し、原則として3人であるが、ハノイ市、ホーチミン市のような大都市では4人とされている。人民委員会は毎月最低一回開催される。

人民委員会には、業務を補佐するために各種の専門機関（Professional Agency）が設置されており、実務上、人民委員会の各委員がいずれかの専門機関を担当している。専門機関では常勤の職員が行政事務を行っており、職員の採用や給与の支給等に関する事項は人民委員会が規定する。

専門機関は人民委員会のほか、上位レベルの専門機関による指導を受ける。専門機関の長は人民委員会と上位レベルの専門機関に対して責任を負い、業務内容について報告を行う。必要な場合は人民評議会に対しても業務報告を行うこととされている。

2 人民委員会の機能

（1）人民委員会の決定権

「人民評議会及び人民委員会組織法」の規定によると、人民委員会は以下の事項について決定権があるものとされる。

人民委員会の業務計画

当該地方における社会経済開発計画、年間予算及び決算、基金積立に関する人民評議会への決議の付託

投資、建設及び重要事業に関する計画の人民評議会への決議の付託
緊急の問題解決のための人材及び財源の流用計画の人民評議会への決議の付託
人民評議会の決議のうち社会経済問題に関するものを実現するための施策、及び人民評議会に提出するための人民委員会報告書の採択
人民委員会専門機関の設立・合併・解散及び省、県、市等の境界画定に関する施策

(2) 人民委員会の業務分野

2003年改正の「人民評議会及び人民委員会組織法」では、省レベル、県レベル、町村レベルの人民委員会の業務分野について詳細な規定が置かれた。基本的な枠組みは人民評議会の決定分野とほぼ同様である。

「人民評議会・人民委員会組織法」の規定による省レベル人民委員会の主な業務分野は以下のとおりである。

経済分野

社会経済開発に関する全般的な計画策定、地方における国家予算算定、地方予算収支算定、徴税事務所及び歳入業務を行う国家機関等への監督及び調査等

農林水産業、灌漑及び土地利用に関する分野

農林水産業及び灌漑の開発・推進計画、当該省における穀物及び家畜の生産・保護に関する監督及び調査、省レベルの人民評議会への土地利用計画の提出等

工業、家内制手工業、工芸品に関する分野

工業・家内制手工業、工芸品生産の促進に関する計画策定、工業開発計画の実施、工業団地・輸出加工区及び経済特区の計画に基づく建設及び開発等

通信及び運輸に関する分野

政府の通信・運輸計画及び総合開発計画に沿った当該省の通信ネットワーク構築計画の実施に関する監督及び調査、都市交通工事の計画及び管理等

建設、都市管理・開発に関する分野

当該地方における建設、都市開発等に関する計画の実施、建築・建設・建設用地の管理、建設投資計画の承認、建築資材の開発に関する計画策定等

貿易、サービス及び観光産業に関する分野

貿易、サービス及び観光産業の事業者ネットワークの構築計画の実施、当該地方における貿易、サービス業及び観光産業の事業者ネットワークに関する監督及び調整、観光事業者への免許付与及び取消等

教育及び訓練に関する分野

当該省における様々な学校における国家管理の実行、教師養成学校・職業訓練学校・高等学校等の直接的管理、私立学校の設立許可、学位授与に関する管理及び監督等

文化、情報、スポーツに関する分野

文化、情報、広告、出版、スポーツ活動における国家管理の実行、当該省における文化・情報・スポーツ・放送部門を担う公的部門の組織及び管理等

保健及び社会問題に関する分野

当該省の医療部門の活動管理、私立病院・薬局の営業許可、人民の健康保護施策の実施に関する監督及び調査、戦傷病者・戦没者遺族に対する支援策の実施に関する指示及び監督等

科学、技術、天然資源及び環境に関する分野

科学技術の発展及び環境保護に関する詳細な計画等の実施に関する監督及び調査、研究開発・技術革新及びその生産活動・日常生活への応用等の奨励策実施等

国防、治安、社会秩序の維持に関する分野

地方軍の組織及び全人民による国防のための方策実施、予備軍の組織及び必要に応じた動員、現場における軍の後方支援、人民警察の組織確立、犯罪・汚職・密輸及び不正貿易の防止業務に関する監督、国家機密の保護、住民登録及び外国人旅行者の管理に関する法令施行の指示及び管理等

民族及び宗教に関する分野

少数民族政策・法令の実施に関する計画及び監督、少数民族の物質的及び文化的な生活水準と教育水準の向上施策の実施に関する監督、民族間の平等権の実現及び民族間の団結と相互扶助の維持強化に関する施策実施、礼拝施設等の修繕管理等

法の施行に関する分野

憲法・憲法・法律・上級国家機関の発する文書及び同レベル人民委員会の決議の執行に関する監督及び調査、人民の生命・財産・自由・名誉・尊厳・その他の合法的権利及び利益の保護施策の実施に関する監督等

地方行政制度の整備、地方行政組織の区域に関する分野

国会議員・人民評議会議員選挙の実施及び監督、人民委員会専門機関の設立計画策定、専門機関の組織機構・特別任務等に関する規定作成、行政職員・事業職員及び県レベル人民委員会における給与配分規範の決定、公共事業体の業務・財政及び組織面での自治及び独立採算制の実施に関する監督及び調査等

第4節 地方行政組織の財政制度⁹

「国家予算法」では、国家予算は中央予算及び地方予算を含むとしており、各地方行政組織の予算は中央政府の予算とともに国家予算を構成している。中央予算は国家全体の行政及びプロジェクト、または各省庁がそれぞれの任務を遂行するための予算であり、地方予算は地方の管轄下で行われている全ての投資、あるいは支出などを賄う予算である。各地方行政組織はそれぞれ独立した予算を持ち、独自財源を持つことが認められているが、地方財政の大部分は中央からの補助金から成り立っている。

「国家予算法」は2002年12月に改正され、2004年度予算から適用された。この法改正の目的は、地方分権の推進、地方行政組織の自主性の向上、地方行政組織(特に省レベル)の権限の強化、町村レベルの地方行政組織の機能の充実などである。具体的には、国会・人民評議会・人民委員会それぞれの財務上の権限及び責任や、中央 - 地方間の予算配分について変更が行われている¹⁰。

1 歳入・歳出

「国家予算法」では、中央と地方行政組織それぞれの歳入及び歳出について具体的に規定している。同法の規定により、中央政府と地方行政組織の主な財源をまとめると、図表4 - 4 - 1「中央と地方の歳入」のとおりである。

地方行政組織の歳出項目は本章第3節で述べたとおりである。また、同節で述べたとおり、2002年の国家予算法の改正により、地方の実情に応じた事業分担を可能にするため、省レベル人民評議会は下位レベル行政組織に対して、一定の原則に基づいて歳出項目及びその支出任務を委託する権限を持つことになった。この場合、省レベルの財源を下位レベルに配分しなくてはならない。

図表4 - 4 - 1 「中央と地方の歳入」

	全額が中央もしくは地方財源となるもの	中央と地方で按分するもの
中央政府	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入付加価値税 ・ 輸出入関税 ・ 輸入品特別消費税 ・ 独立会計法人所得税 ・ 石油・ガス税その他政府が規定する財源 ・ 経済組織からの中央予算資本回収金、中央予算からの債務返済金、中央財政予備基金の収入、国家投資資本収入 ・ 政府に対する海外からの無償援助 ・ 中央政府に納付する手数料・使用料 ・ 中央予算剰余金 ・ その他法律により規定する財源 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 付加価値税（輸入品を除く） ・ 独立会計法人に対するものを除く法人所得税 ・ 高額所得者に対する所得税 ・ 利益対外送金税（石油・ガスを除く） ・ 国内商品、サービス特別消費税 ・ ガソリン・石油使用料
地方行政組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅土地税 ・ 天然資源税(石油・ガスを除く) ・ 法人税 ・ 土地使用権譲渡税 ・ 農地使用税 ・ 土地使用料 ・ 土地賃貸税 ・ 国家所有住宅の賃貸料及び売却金 ・ 各種登録手数料 ・ 建設宝くじ収入 ・ 経済組織からの地方予算資本回収金、地方財政予備基金の収入地方投資資本からの収入 ・ 地方行政組織への海外からの直接無償援助 ・ 法の規定する使用料、手数料、事業活動収入及びその他の地方予算に納める収入 ・ 公有地利用収入及びその他の共有財産による収入 ・ 法の規定する組織・個人からの調達金 ・ 国内外の組織・個人による寄付金 ・ 地方予算剰余金財源 ・ その他法に定める収入 ・ 中央政府補助金 	

（出所：2002年改正国家予算法により作成）

2 予算編成の流れ

ベトナムにおける地方行政組織の財政運営については、地方予算が国家予算の一部であることから、国家予算の編成及び執行の一連の流れの中に位置づけられている。

国家予算の作成においては、上位レベルから下位レベルに予算方針が伝えられ、その方針に従って各行政組織が作成した予算計画が下位レベルから上位レベルに提出され、最終的に国全体の予算としてまとめられる。具体的には、首相が全体方針となる経済・社会発展計画と予算案の作成を決

定し、財務省は首相の決定に基づいて各中央省庁・政府機関・省レベル行政組織に予算方針の通知と予算案の作成を指示する。予算方針と予算案作成の指示は省レベルの地方行政組織から下位レベルの地方行政組織に通知され、下位レベルの地方行政組織は上位レベルの指示に基づいて予算案を作成し、上位レベルの行政組織に提出して審査を受ける。

各地方行政組織では、人民委員会が予算案を作成し、人民評議会に提出するとともに、上位レベルの行政組織に報告を行う。下位レベルの人民評議会が行った予算の決議は、直近上位レベルの行政組織の人民委員会による確認が行われる。その他、具体的な収入・支出を関係機関や所属部局に割り当てるなど、資金管理等の事務は人民委員会が行う。

人民評議会は、その地方行政組織の予算の決議と決算の承認を行い、必要な場合には補正予算の決議を行うほか、予算執行のための指針と方法を決定する。

省レベル人民評議会で承認された予算案は財務省に提出され、財務省は地方行政組織の指導と予算案の審査を行う。財務省は、中央政府の予算案と地方行政組織の予算案を整理・統合し、国全体の予算案の作成を行う。

予算案の審査においては、省レベル人民評議会が憲法、法律、国会及び国会常務委員会の決定に反する議決を行った場合、首相は国会常務委員会にその決定を取り消すよう提議することができ、この提議を受け、当該人民評議会の議決を審査の上、国会常務委員会はこれを取り消すことができる。

国会は、財務省が作成した国家予算案の審議を行う。中央政府と地方行政組織で按分する財源の按分率については、国会常務委員会が国会の議決に基づいて決定し、上位レベルの行政組織から下位レベルの行政組織に対する補助金の配分については国会が決定する。次項で述べるとおり、地方行政組織の収入においては上位レベルからの補助金が大きな割合を占めているので、地方行政組織の予算について国会は強い権限を持っている。

人民委員会が作成した予算執行計画の執行については、上位の人民委員会に監督権限がある。

3 中央・地方間の財源の按分及び補助金制度

前述のとおり、中央政府と地方行政組織の財源のうち、中央政府と地方行政組織で按分する財源の按分率は、国会の議決に基づいて国会常務委員会が決定する。また、地方行政組織間で按分する財源の按分率は省レベル人民評議会が決定する。2007年度のベトナム政府予算によると、地方行政組織予算における歳入（150兆5,430億ドン、約1兆1,291億円）のうち、中央政府予算からの補助金は65兆6,580億ドン（約4,924億円）であり、約43.6%を占めている。

中央政府からの補助金は性質上、各省行政組織の財政格差を縮小するための補助金である平衡交付金と、特定施策等のための特定目的補助金とに大別される。平衡交付金は、歳入と経常支出との差額を基礎に算定される。特定目的補助金には、国策プロジェクト補助金（全省対象）、特定プログラム補助金（特定省対象）、按分型補助金（国と省による費用負担按分）、緊急事態補助金（鳥インフルエンザ対策費等）の4種類がある。2007年度予算歳入における平衡交付金は39兆8,490億ドン（約2,989億円）、特定目的補助金は25兆8,090億ドン（1,936億円）であり、その比率は約6：4となっている。

図4 - 4 - 2 中央政府と地方政府の予算案（2007年度）

（単位：10億ドン＝約750万円）

A 中央予算			金額	割合(%)
I 収入(216,015)	1 中央収入財源		198,415	91.9
	2 前年度繰越		17,600	8.1
II 支出(272,515)	1 中央支出費目		206,857	75.9
	2 地方予算への補助金等		65,658	24.1
	(内訳) 平衡交付金		(39,849)	(14.6)
	特定目的補助金		(25,809)	(9.5)
III 赤字補填のための借り入れ(56,500)			56,500	100.0
B 地方予算			金額	割合(%)
I 収入(150,543)	1 地方収入財源		83,485	55.5
	2 中央予算からの補助金等		65,658	43.6
	(内訳) 平衡交付金		(39,849)	(26.5)
	特定目的補助金		(25,809)	(17.1)
3 前年度繰越		1,400	0.9	
II 支出(150,543)	1 地方支出費目		124,734	82.9
	2 特定目的交付金による支出		25,809	17.1

（出所：ベトナム財務省ウェブサイト）

図表4 - 4 - 1「中央と地方における歳入」中の中央と地方で按分する歳入項目について、2007年度予算において実際に中央と按分しているのは、中央直轄市5市とクアンニン省、ビンズオン省など6省に過ぎず、残りの53省は全額を省の歳入としている。多くの地方行政組織はこれに加えて中央からの補助金を受けて収支バランスをとっており、地方予算総歳出額に対する中央予算からの補助金額の割合を見ると、44もの省が50%を超えており、9割以上を中央からの補助金で補っている省が9省も存在している。

改正国家予算法では、将来的に各地方が自ら収支バランスをとる能力を高め、上位レベルからの補助額を徐々に減らさなければならないと規定しているものの、現実には地方予算は国家予算からの補助金に大きく依存する状況が続ぎ、中央の地方に対する強い影響力と主導性を保つ結果となっている。

第5節 公務員制度

ベトナムでは公務員は全て国家公務員であり、国家公務員について規定した「幹部及び公務員法」の他に、地方行政組織の公務員に関して特に規定する法令は存在しない。

1 公務員の定義

公務員制度を規定する法令は、1998年に制定された「幹部及び公務員法」である。

同法は 2003 年の改正により、公務員の定義の見直しや明確化などが行われた。これにより、これまで公務員とされていなかった町村レベル地方行政組織の人民評議会議員・人民委員会委員及び人民委員会の職員の一部が、公務員として位置づけられることになった。

改正後の「幹部及び公務員法」では、公務員を次のとおり規定している。

中央、省レベル、県レベルの国家機関、政治組織及び政治・社会組織の幹部として選挙により選ばれた者

中央・省レベル・県レベルの政治組織及び政治・社会組織により採用・任命されて勤務する者

中央・省レベル・県レベルの国家機関により採用・任命されて勤務する者

国家機関・政治組織、政治・社会組織により採用・任命されて勤務する者

人民裁判所裁判官及び人民検察院検察官

人民軍機関により採用・任命され勤務する者（軍隊士官・職業軍人・軍労務員を除く。）、人民公安機関により採用・任命され勤務する者（人民公安士官・下士官を除く。）

選挙により、町村レベル人民評議会議員、人民委員会委員、共産党書記長及び副書記長、政治・社会組織の長に任命された者

町村レベル人民委員会の幹部・公務員として採用された者

2 採用と異動¹¹

地方行政組織に勤務する公務員の採用においては、内務省が採用数を決定し、地方行政組織が各地方における採用選考を実施する。具体的には、まず各地方行政組織の人事・組織局が人民委員会を補佐して人事編成計画を策定し、内務省に提出して審査を受ける。その結果不足する職員については、内務局長が人民委員会に採用選考実施計画を提出し、承認を受けた後に試験を実施して採用するという流れである。受験者は配属希望局を明示して志願し、試験委員会における書類審査（英語資格の有無等）を経て受験資格ありと判断された者のみが試験を受けられる。得点上位者が合格となるが、配属希望局とのマッチングがうまくいかない場合は、合格者と試験事務局長との間で調整の上、実際の配置先が決定される。

内務省によると、各地方行政組織内部での人事異動に加え、国 - 地方間、省 - 県間、県 - 県間など、行政組織をまたぐ職員の人事異動も少しずつ増えつつあるという。

3 昇進・給与システム¹²

幹部・公務員の職階制は、職種によって異なるが、行政職の公務員は概ね、幹事、初級専門職員、中級専門職員、上級専門職員の 4 段階（等級）に分かれている。幹事（技術職員）と初級専門職員はいわゆる一般職員であり、一定の権限が与えられているのは中級専門職員以上の職員である。上級専門職員は中央省庁のみに配置されており、大きな権限を持つ。これらの職階を決定する基準には、学歴、専門的な知識・経験のほか、政治理論についての知識などが含まれる。

大学卒業者の場合には、原則としてまず初級専門職員となる。初級専門職には 11 のグレードがあり、基本的に勤続 3 年ごとに 1 グレードずつ昇進するが、与えられた任務や業務遂行中に傑出した成果を収めた幹部・公務員は、政府の定めに基づいて基準より早く昇進できるという。一定年限（最短 6 年、通常 9 年程度）を経て最高グレードに達すると、中級専門職員への昇進試験を受験す

る資格を得る。受験にあたっては国家行政学院が実施する研修を受講し、修了しなくてはならない。昇進試験は内務省が主催し、国家行政学院が採点を行う。2006年12月に同学院で行った聞き取り調査によると、直近の試験では受験者200名中不合格者は19名であったという。

公務員の給与は、上記の職階制における職種とグレードに応じた給与表により、基本給（最低賃金）にそれぞれの地位に応じた係数を乗じて算出される。1993年に月額12万ドンであった基本給は、その後数次に亘る引き上げを経て、2006年10月1日現在では3.75倍の45万ドン（3,375円）となっている。ちなみに、最高額受給者はベトナム共産党書記長と国家主席で、基本給に係数13.0を掛けた585万ドン（約4万3,875円）が支給されている。大学卒行政職の初任給は概ね係数が2（90万ドン、約6,750円）前後であるとのことである。

4 配置状況

2003年8月に内務省から提供を受けた公務員の配置状況に関する概数データを参考までに紹介する¹³。それによれば、公務員の数は約145万人であり¹⁴、うち56.9%が女性である。

図表4-5-1「公務員の内訳」

	人数（万人）	割合（％）
合計（うち女性）	145.0（82.5）	100（56.9）
行政系	22.0	15.17
中央省庁	10.8	7.45
地方（省・県）	11.2	7.72
事業系	123.0	84.83
教育職（大学～小学校教員）	91.0	62.76
医療職	18.5	12.76
文化・スポーツ職	3.7	2.55
科学・研究職	2.3	1.59
その他	7.5	5.17

注：内訳の計は端数処理により合計と一致しない。

公務員の職階別の内訳は、図表4-5-2のとおりである。

図表4-5-2「行政系公務員の職階別割合」

職階層	全国での割合（％）	地方での割合（％）
上級専門職	0.4	0.2
中級専門職	8.5	9.8
初級専門職	37.7	43.0
幹事	37.0	30.0
その他	16.5	17.0

注：内訳の計は端数処理のため100%とならない。

地方行政組織における公務員の配置状況は、地域や行政組織階層によって格差がある。

人口あたりの公務員数を比較すると、人口密集地帯であるホン川やメコン川のデルタ地域では、他の北部地域や中部地域よりも少ない傾向にある。

図表 4 - 5 - 3 「人口 1000 人当たりの公務員数」

省又は中央直轄市		人数(人)
コントウム省 (Kon Tum Province)	中部	3.90
バツカン省 (Bac Kan Province)	北部	3.80
ライチョウ省 (Lai Chau Province)	北部	3.50
ハノイ中央直轄市 (Ha Noi CDACG)	ホン川デルタ	1.34
ホーチミン中央直轄市 (Ho Chi Minh CDACG)	メコンデルタ	0.77

また、地方における職階層別の公務員配置状況を見ると、省レベルと県レベルの間や、同レベル内においても格差が見られる。

図表 4 - 5 - 4 「省 (Province) 及び県 (Rural District) における職員配置割合」

職階層	省 (Province)		県 (Rural District)	
	平均 (%)	分布 (%)	平均 (%)	分布 (%)
中級専門職	15.0	9.0 ~ 21.0	3.0	0.1 ~ 7.0
初級専門職	43.0	37.5 ~ 46.0	47.0	32.5 ~ 55.0
幹事	25.0	15.0 ~ 34.0	35.0	27.0 ~ 46.5
その他	17.0	14.0 ~ 24.0	15.0	12.5 ~ 20.5

第5章 行政改革の取り組み¹⁵

ベトナムは、1986年から実施されたドイモイ政策のもとで飛躍的な経済成長を達成した。しかし、経済が発展するにつれ、社会主義統制経済を念頭に置いた既存の行政制度が、経済成長の制約条件となってきた。このため、ベトナムでは1990年代初頭から、国連開発計画（UNDP）を初めとする国際機関や各国政府による技術支援を得ながら、抜本的な行政改革に向けた取り組みが進められている。

2001年9月、当時のファン・バン・カイ首相は、2001年から2010年までを対象期間とする「2001-2010行政改革マスタープログラム(Master Programme on Public Administration Reform for the Period 2001-2010)」を発表した。この計画はUNDPの協力の下で実施中であり、計画には行政制度改革における総合目標、目標達成のための改善・改革事項、具体的な行動プランが提示されている。

本計画では、首相・副首相2名、官房長、法務大臣、内務大臣の6名で構成される行政改革運営委員会が設置され、改革ガイドラインの提供、計画実施状況の管理及び検討などを行っている。

本章では、「2001-2010行政改革マスタープログラム」の内容と、今日までの進展状況を紹介する。

1 総合目標

本プログラムが掲げる総合的な目標は以下の9つである。

(1) 時代に見合った法制度の整備

新たな時代に見合った政策・政府システム、法制度を確立する。規範となる法的文書の刷新、各省庁の発する法的文書に見られる縦割り主義の改善、規範となるべき法律の質の向上を目的とし、法的手続改革を行う公的機関の責任の明確化と権限の強化を行う。

(2) 透明性が高く簡略化された行政手続の構築

官僚的で複雑な現在の行政手続から、透明性が高く簡素な行政システムに改善する。

(3) 各行政機関の機能、権限、責任の再定義

各行政機関について、機能、任務、権限、責任を明確にする。公的サービスや事業で、必ずしも政府機関によって行われる必要がないものについては、企業や社会団体、民間企業、NGOなどに順次移管する。

(4) 政府組織の再編

政府組織を合理的に縮小・改編する。省庁はマクロ的社会管理の機能を主眼とした横断的かつ多様な分野・専門性を持つ組織であるという理念に従って再編を行い、省庁の内部組織再編を実施する。

(5) 中央と地方、各地方行政組織レベルにおける分権化

2005年までに、中央と地方、各レベル地方行政組織間の行政管理の分権に関する新しい重要な規定を策定・実施する。末端行政機関においても、都市部と農村部の差異に応じ、機能・任務・権限・組織を明確にする。省レベル・県レベル人民委員会の仕組みを合理化する。これらの実現のため、人民評議会及び人民委員会組織法を改正する。町村レベル行政組織の組織構成、業務体制、特徴を明確に規定する。

(6) 公務員の削減及び質の向上

2010年までに公務員数を合理化する。公務員を、公的義務の達成に十分な資質と資格を持ち、国家の発展と人民のために尽くすものとする。

(7) 給与改革

2005年までに抜本的な公務員給与改革を行う。

(8) 財政構造改革

2005年までに財政の仕組みを各行政組織に適切なものとするよう改善する。

(9) 行政システムの近代化

行政システムの近代化によって業務遂行の円滑化を図るとともに、電子化された行政ネットワークを構築する。

2 改善・改革事項

本プログラムでは、改善・改革事項として以下の4分野を挙げている。

(1) 制度改革

社会主義の下での市場経済に適応した経済制度の確立、法的文書の作成・公布業務の改善、厳格で透明性のある法律の施行、行政手続の改善などを実施する。

(2) 行政組織構造改革

行政機関の機能と任務の再定義と調整、行政機関と民間の役割分担、地方行政の分権化と活動範囲の明確化、政府組織の再編成、省庁の組織構造改革、地方行政の組織改革等を実施する。

(3) 公務員の資質向上・改善

公務員管理システムの刷新、給与システムの改革、研修制度改革、公務員のモラルの向上施策などを実施する。

(4) 財政改革

中央政府の予算に関する指導的役割を明確にし、国家の統一性を維持しながら地方に権限を委譲していく。病院や大学については自主運営を目指す方向で改革を進めるなど、公的サービスの提供

者を行政管理組織から分離することで財政負担の軽減を図る。

3 具体的行動プラン

行政改革の実施合意として具体的行動プランが設定され、それぞれを担当する政府機関を明示している。具体的行動プランは以下の7つである。

法的文書の質の向上（担当：法務省）

行政システムにおける機関の役割、機能、組織的構造（担当：政府組織人事委員会（現内務省））

人員削減（担当：政府組織人事委員会（現内務省））

公務員の質の改善（担当：政府組織人事委員会（現内務省）・国家行政学院）

給与改革（担当：政府組織人事委員会（現内務省））

財政管理機構の刷新（担当：政府組織人事委員会（現内務省））

行政システムの近代化（担当：政府官房）

4 改革の進展状況

2002年8月に中央省庁の組織改編が行われ、政府所属機関が23機関から13機関に減少するとともに、新たに3つの省が誕生した（2007年8月現在では省レベル組織が22、政府所属機関が9つ存在）。この組織改編により、行政改革推進において中心的な役割を担ってきた政府組織人事委員会も内務省の一部として再編されている。

また、行政関連法規の再整備の面では、顕著な法改正の動きが見られた。行政制度の基礎となる法律のうち、「国家予算法」、「幹部及び公務員法」、「人民評議会及び人民委員会組織法」及び「人民評議会選挙法」の改正・施行が終了している。特に「幹部及び公務員法」の改正によって、それまで公務員として扱われていなかった町村レベル地方行政組織の人民評議会議員や人民委員会委員が公務員とされ、町村レベル人民委員会の職員を公務員として採用できるようになったことから、町村レベル行政組織の国家行政組織としての機能の強化が期待されている。さらに、政府や首相の権限や責務を規定している「政府組織法」の改正作業も現在進行しつつある。

2006年4月には、マスタープログラム対象期間の半分が経過したことを受けて、政府の行政改革推進委員会が「2001 - 2010 行政改革マスタープログラム第一期（2001年 - 2005年）の実施状況に関する報告書」を発表した。制度改革、組織改革、公務員の能力向上、財政改革、行政の近代化、行政改革推進体制の6分野について、過去5年間の具体的な成果、問題点及びその理由などが詳細に分析されている。

報告書は全体として、行政改革が一定の成果を挙げたことを評価しながらも、当初の予定よりかなり進行状況が遅れ気味であることに警鐘を鳴らす内容となっている。上位レベルからの指示を待つ体質や、各行政組織における意識の低さに加えて、第一期における具体の行動プログラムがあまりに膨大かつ実施能力を超えた非現実的なものであったことなどについて自己批判を加えつつ、後半の5年間に向けて、中央政府及び地方政府が一体となって取り組むことにより、一層の行政改革推進を促す報告といえる。

このうち、特に地方行政に関連が深い4分野に関する要旨は下記のとおりである。

(1) 制度改革

地方政府は中央政府とともに制度改革を着実にを行い、投資誘致や工業団地開発など、様々な分野において、地域の特性に応じた制度を具現化してきた。

行政手続改革については、ワンストップショップ(一つの窓口方式)の導入が強調され、許可をもらうために多くの機関を回らねばならない手間が軽減された。64の省レベル政府(5中央直轄市を含む)の全てにおいて、4つの部局(労働戦傷身障局、天然資源環境局、計画投資局及び建設局)におけるワンストップショップの導入を法令で義務付けた結果、これらの部局では全国の95.7%においてワンストップ化が実現された。その他の部局においても、全国の52%においてワンストップサービスが実施された。

カントー省などの11の地方政府では、80%の部局においてワンストップショップが導入され、さらにハノイ市などの6つの地方政府では全部局で実施されている。

省より下位のレベルにおいても導入は進んでおり、県レベルにおいては全国の98%、町村レベルにおいては全国の78%において導入されているが、特にバクニン省やホーチミン市など、25の省レベル政府の域内町村における実施率は100%に達している。

ワンストップサービス実施の結果、各種行政手続の公表・開示、待ち時間等の縮小、公務員の責任感の向上といった成果が上がり、その結果市民と行政との関係にも改善が見られた。

一方で、制度改革に関しては、過去5年間に行政改革推進のために公布された各種の法律や政令等の文書の内容が不十分であり、包括的でなく、かつ一貫性も乏しいという問題点が指摘されている。また、法律公布後も直ちには施行できず、政令や通達を待たねばならないという問題点も挙げられている。社会主義体制を維持したままでの市場経済化と国際社会への参加の移行期にあつて、新たな諸制度に対する行政側の認識と理解が不足していること、縦割り行政が各制度間の統一性を阻害していることが理由として挙げられている。さらに、実際には行政機関から出される通達が行政手続に大きな影響を与えているにも関わらず、通達についてはほとんど見直しが進んでいないことも問題とされている。

(2) 行政組織改革

各種行政機関の機能や職務を整理した結果、重複する職務が解消されるとともに、地方への分権がいつそう進んだ。

中央から地方への分権は、投資、予算、教育、公共福祉及び組織管理等様々な分野において進められ、15年前に比して地方政府の権限は格段に拡大した。特にホーチミン市とハノイ市を対象として出された地方分権に関する政令は、これらの中央直轄市政府の積極性と行政責任の自覚を促すことにつながった。同時にこれらの市は、他の地方政府に先駆けて試験的に分権を進めるパイロット市としての役割を果たし、他の省政府や中央直轄市政府にとっての先進事例となった。

さらに、省政府や中央直轄市政府から県や町村レベルに対する分権も進められた。現在、ほとんどの県において50億ドン(約3,750万円)未満の投資計画を承認することが可能となり、予算執行権限も付与されている。また、建設許可証、事業登録証及び土地使用権証の発行権や組織及び人

事管理権も与えられている。

行政組織改革に関する法整備も進み、人民評議会・人民委員会組織法や、地方分権に関する政令などが制定されるに至った。

しかしながら、これまでのところ、概して行政組織は社会主義志向の市場経済化に対応できる体制にはなっていない。各行政組織間の機能、権限は完全に明確にされたわけではなく、業務の重複は解消されていない。行政改革マスタープログラムでは、2005年までに地方分権に関する法律を制定、施行することとされていたが、これも未だ達成されていない。

地方分権に対する抵抗は、中央省庁の至る所で見られ、これまで公布された地方分権に関する諸法令等の実施についても極めて消極的である。中央省庁等の数は2006年4月時点で48省庁・機関から39省庁・機関へと減少した(2007年8月時点ではさらに削減されて31省庁・機関)ものの、各省庁や省政府の内部における部署・組織数は増加傾向にある。例えばプログラム開始からの5年間で、省レベル3・県レベル48・町村レベル351もの地方政府が新たに生まれており、これに伴って公務員数も増加している。また、行政改革マスタープログラムにおいては、省政府以下の地方政府人民委員会の役割や権限を規定することとしていたが、その目標は現時点で達成されていない。

こうした状態の主な原因は、中央集権的、官僚主義的行政慣習等がまだ残っており、行政改革の進展を遅らせていることである。また、中央政府から地方政府への分権化や一般行政組織と公営企業の役割の明確化を促進すべき各種ガイドラインについても、公布されていないものも散見される。

(3) 公務員の能力向上

各行政組織の役割と権限が明確にされ、各組織の長による職員の採用・雇用・給与・懲戒等に関する責任と権限も定義された。特に、公営企業に関しては、自己管理、自己責任の原則の下、権限と責任が明確化された。

2003年に改正された幹部及び公務員法において、行政組織での公務員の採用方法は、従来の選考による採用から、試験による採用へと根本的に変更された。公営企業においても、選考または試験によって職員を採用するようになった。上位専門職への昇進試験も広く実施されるようになっており、公務員の資質向上に貢献している。公務員の研修カリキュラムも改善され、近年では、研修教官の質の向上に対する関心も高い。

省レベル政府が行う研修は、県レベルや町村レベルの公務員のほか、人民委員会の委員に対しても行われている。国家行政研究所(The National Academy for Public Administration)は統一的に研修カリキュラムやテキストの編纂を行っている。

この分野に関する最大の問題点は、社会主義志向の市場経済化に公務員の能力が追いついていないことである。公務員倫理が十分でなく、中には汚職を犯したり、権威主義的であったりする者もいる。責任感とサービス精神に欠け、人民や社会の求めることにも無関心である。公務員倫理や勤務姿勢が改善されない理由としては、業績の評価方法が未だ明確に示されておらず、また、不正を犯した公務員への罰則も不十分であるため、抑止力が働いていないことが挙げられる。

(4) 財政改革

国家予算法の改正により、国家予算が中央予算と地方予算の二つのレベルからなることが明文化され、予算管理の地方分権が進んだ。特に、年間国家予算の決定及び配分については国会が適切に行う一方で、省レベル人民委員会の地方予算に関する決定権限はより強化された。

2001年の首相決定により、行政組織における配分予算の総額裁量制及び職員の総数裁量制が本格的に導入された。地方では64省レベル政府(5中央直轄市を含む)のうち60がこれらのシステムを採用し、省レベルの行政機関の56.76%にあたる1,254機関で実施された。予算の総額裁量制及び職員の総数裁量制がもたらした効果として、各行政機関の組織の効率化や責任能力・生産性の向上が進んだこと、及びその結果として予算からの職員給与への配分が増加し、地方の公務員の収入増(平均約13万ドン増)につながったことなどが挙げられる。

また、2002年の政府議定により、公共サービス事業部門に独立採算制が導入された。この制度は全64省レベル政府のうち63の政府において、全公共サービス事業部門の60%に相当する9,082部門で実施され、財政の自主性が高まるとともに提供サービス内容が向上するという効果があった。

しかしながら、財政に関する地方分権は完全な形で行われているわけではなく、県・町村レベルへの分権が行われるべきいくつかの事務はいまだ省レベルに留まっている。予算の総額裁量制及び職員の総数裁量制については強制的な導入ではないため、特に中央省庁においては実施率が低い状況にある。

また、公共サービス事業部門の財政自律化の導入を徹底することについては、特に学校の授業料や病院の受診料など、社会主義との関連において微妙な問題がある。

5 マスタープログラム第二期(2006年~2010年)の実施目標

上記の現状分析を踏まえ、「2001 - 2010 行政改革マスタープログラム第一期(2001年~2005年)の実施状況に関する報告書」では、第二期の具体的な実施目標を次のとおり掲げている。

(1) 制度改革

政府の責任を明確にするための政策発表プロセスの改定、各政策の質の向上及び政策間の関連性の強化、法令実施にあたって具体的な命令を待つ慣習の克服
行政改革の各種事務を直接担当する機関の設立
行政手続の大幅な簡略化及び行政手続法の制定
全行政レベルにおけるワンストップショップ方式の導入

(2) 組織改革

政府組織及び中央省庁の組織再編、行政機関の機能及び権限の重複解消
中央省庁組織の簡素化、行政機関の勤務様式の刷新
2008年までに中央と地方間及び地方行政組織間の地方分権に関する新たな法規の策定及び実施、都市及び農村部の地方行政組織の機能・業務・権限等の明確な定義
公共サービス事業部門の再編(行政事務部門との分離及び公共サービス事業部門における独立採算制の完全導入)

(3) 公務員の能力向上

地位、職務及び責任に基づいた再編成を行うための公務員組織の見直し

科学的手法による公務員の成績評価の実施

有能な人材を公的部門に誘致するとともに、公務員の業務意欲をより高めるためのインセンティブの開発

行政倫理及び秩序の強化、全行政レベルにおける行政監察制度の実施。行政機関及び行政部門の長の責任の明確化

(4) 行政の近代化

国家行政機関の事務における IT (情報技術) の導入、電子政府の構築及び運営

国家行政機関の運営における品質管理制度の実施

国家行政機関の業務に関する規定の整備及び実施

各種制度の実施に関する調整部門及び確認の仕組みを増やすための行政管理手法の継続的な革新

町村レベル行政組織における事務所不足の解消及び事務所環境の改善

(5) 行政改革推進体制

中央から地方に至るまでの行政改革推進管理体制の刷新及び質の向上

全行政レベルにおける行政改革推進委員会の機能強化

おわりに

最後に、ベトナムの行政制度の抱える課題と、行政改革の展望について述べる。

1 ベトナムの行政制度の課題

ベトナムの行政制度においては、多くの政治・行政組織の存在とそれらの権限に関する規定の不備による責任の所在の不明瞭さ、中央から地方の末端にまで至る縦割主義、未成熟な公務員制度による汚職の蔓延、情報の非公開性といったさまざまな要因が重なりあい、行政運営の効率化を妨げてきた。

もともとベトナムの行政改革は、ドイモイによる経済発展の過程の中で既存の制度が実態に合わなくなったことによって提起されたものであるが、このような行政の抱える課題の克服が、今後ベトナムの経済と社会の発展を持続するためには不可欠である。

2 行政改革のこれまでの成果

第5章で述べたとおり、「2001-2010 行政改革マスタープログラム」のもとで、中央省庁の改編、「国家予算法」、「幹部及び公務員法」、「人民評議会及び人民委員会組織法」、「人民評議会選挙法」などの行政制度の根幹をなす法律の改正など、大きな制度改革が進んでいる。ほとんどの中央省庁や省及び中央直轄市でもそれぞれ行政改革計画が策定され、実施に移されている。また、内務省によると、地方行政組織の分割など、地方行政区域の再編作業も進行中とのことである。

一連の改革によって、各行政組織の機能や権限の重複が解消に向かうとともに、ワンストップショップに代表される行政手続の簡素化・効率化などにより、各種の届出や認可にかかる市民や企業の負担も一定程度緩和されてきている。同国がこうした改革姿勢を対外的に強くアピールしたことが、諸外国からの投資を呼び込み、さらには2007年1月のWTO正式加盟という形で結実したといえる。

3 行政改革の課題と展望

「2001-2010 行政改革マスタープログラム」の発表から6年が経過した現在までの進展状況を見ると、主要法規の再整備等は進んだものの、行政事務効率の改善などの具体的な成果が出るまでにはなお一定の時間を要するものと思われる。

例えば、行政改革の成功事例としてしばしば引用されるワンストップショップについても、あくまでも形式的な導入に留まっているケースも多く、その結果、申請時の窓口は一本化されたものの、申請後に様々な問題に直面した際に相談すべき相手方は必ずしも一元化されていない。その意味で縦割り行政の弊害の本質的な改善は道半ばであり、投資を行う企業にとっての障害も完全には解消されていないという。

これまで述べてきたとおり、ベトナムの地方行政制度は民主集中原則に基づいた中央集権型の統治機構であり、地方行政組織は上位レベル行政組織の強い監督下にある。地方行政組織は複数の政治・行政機関による指導・監督を受け、財政面でも一部地域を除いて歳入の大部分を上位レベル行政組織からの補助金に依存している。地方分権による行財政効率の向上の必要性も改革プログラムにうたわれてはいるが、過度な地方への権限の委譲は国家原則に反するおそれもあり、微妙な舵取

りが必要となる。また、近年の行政組織改革の結果、町村レベルを中心に行政機関及び公務員の数が増加する傾向にあるが、このことは行政コストの増大や公務員の質の相対的な低下など、新たな問題を惹起する可能性もあり、改革の実施の過程で生じる諸課題にも的確に対応していく必要がある。

効率的な行政制度の構築に向けた、ベトナムの行政改革の着実な前進が期待される。

- 1 「民主」原則とは（直接的もしくは間接的に）人民の意志を反映し、またその監視に服するという意味であり、「集中」原則とは少数者が集団の決定に、そして下級が上級に従うという意味である。（白石昌也編著『ベトナムの国家機構』明石書店 第 章 P21 より引用。）
- 2 2007 年 7 月から 8 月にかけて開催された第 12 期国会において、第 12 期国会議員の任期を特別に 1 年短縮して 2011 年 7 月までの 4 年間とすることが決定された。同時に、各レベルの地方行政組織における人民評議会・人民委員会の任期を 2 年延長して 2011 年までとすることについても決定したことから、今後は、共産党大会が開催される年に合わせて、国会・地方行政組織が一斉に改選されることになる。
- 3 各省及び省と同レベルの国家機関の新設・廃止については、首相の要求により国会が決定し、それより下位レベルの政府所属機関については、その設置は政府の決定により行うことができる。
- 4 本節の記述は武藤司郎「司法制度」(白石昌也編著『ベトナムの国家機構』明石書店 第 章)による。
- 5 事案により、県レベル裁判所と省レベル裁判所のいずれかが第一審として審理を担当する。例えば当事者が外国人である民事事件や、法人間で争う経済事件などは省レベルが第一審となる。
- 6 中部トゥアティエン・フエ省の省都フエ市は、ハノイやホーチミンなど同様に、本来省レベルとして扱われる「第一級都市」に 2005 年 10 月に指定されているが、未だ中央直轄市とはなっていないことから、以下の記述では、フエ市を除く 5 都市を中央直轄市として扱っている。
- 7 タイグエン省 Phu Luong 県 Phu Ly 町における現地調査（2003 年 8 月）によると、町内には 12 のムラがあり、12 人の村長のうち 2 名が人民評議会の議員である。タイグエン省では、村長に月額 12 万ドン（約 880 円）の手当が支給されている。ムラとムラを結ぶ道の整備は、村長の協議に基づき、村民の共同作業によって行われるとのことである。
- 8 人民評議会議員選挙に関する記述は、五島文雄「ベトナムの行政改革と社レベルの変容」(石田暁恵・五島文雄編『国際経済参入期のベトナム』第 5 章)による。
- 9 本節の記述は、主に「国家予算法」の規定とベトナム内務省における聞き取り調査（2003 年 8 月）による。
- 10 2002 年国家予算法改正のポイントについては、Nguyen Thi Thanh Thao, "Reforming the Budget Law in Vietnam", International Symposium on Indonesia's Decentralization Policy : Problems and Policy Directions, 2003, Hitotsubashi University /University of Indonesia より引用。
- 11 内務省(2003 年 8 月及び 2006 年 12 月)及びタイグエン省 Phu Luong 県人民委員会での調査(2003 年 8 月)による。
- 12 本節の記述は、主に五島文雄「ベトナムの行政改革と社レベルの変容」(石田暁恵・五島文雄編『国際経済参入期のベトナム』第 5 章)と国家行政学院における聞き取り調査（2006 年 12 月）による。
- 13 数値はベトナム内務省における聞き取り調査（2003 年 8 月）による概数である。
- 14 ベトナムにおいては公務員概念は必ずしも明確でない。法律上「幹部(Can bo)」と「公務員(Vien chuc)」という用語がはっきり定義されていない上に、近年は事業系職員と行政系職員を区分し、前者を狭義の公務員から外す傾向も見られる。2006 年 12 月に内務省で聞き取り調査を行った際には、公務員数は約 20 万人（うち女性約 31%、中央 8.5 万人、地方 11.5 万人）との回答を得た。町村レベルの幹部約 20 万人はこれには含まれず、国家公務員としてカウントしていないとのことであり、公務員の定義について若干の混乱があるように思われる。
- 15 2001-2010 行政改革プログラムの内容については、The Government Steering Committee on Public Administration Reform in Vietnam Master Programme on Public Administration Reform 2001-2010 (2001 年)による。

資料1 「地方行政組織数等一覧」

(データ出所: Statistical Publishing House of Viet Nam, Statistical Yearbook 2006)

省レベル地方行政組織 (網掛けは中央直轄市)	面積 (km ²)	人口 (千人)	県レベル地方行政組織				町村レベル地方行政組織		
			省 直轄市	郡	市	県	区	町	村
全国	331,211.6	84,155.8	33	43	54	543	1,230	597	9,098
ホン川デルタ部	14,862.0	18,207.9	5	14	8	86	284	103	1,861
1 ハノイ市	922.0	3,216.7		9		5	128	6	98
2 ヴィンフック省	1,373.0	1,180.4	1		1	7	12	6	134
3 バクニン省	823.0	1,009.8	1			7	9	7	109
4 ハタイ省	2,198.0	2,543.5			2	12	13	14	295
5 ハイズオン省	1,653.0	1,722.5	1			11	11	16	236
6 ハイフォン市	1,521.0	1,803.4		5	1	8	57	9	152
7 フンイェン省	923.0	1,142.7			1	9	7	9	145
8 タイビン省	1,546.0	1,865.4	1			7	8	9	268
9 ハナム省	860.0	826.6			1	5	6	6	104
10 ナムディン省	1,651.0	1,974.3	1			9	20	14	195
11 ニンビン省	1,392.0	922.6			2	6	13	7	125
北東部	64,024.0	9,458.5	7	0	10	95	131	115	1,844
12 ハザン省	7,946.0	683.5			1	10	5	9	181
13 カオバン省	6,725.0	518.9				12	4	13	177
14 バクカン省	4,868.0	301.5			1	7	4	6	112
15 トゥエンクアン省	5,870.0	732.3			1	5	3	5	132
16 ラオカイ省	6,384.0	585.8	1			8	12	8	144
17 イェンバイ省	6,899.0	740.7	1		1	7	11	10	159
18 タイグエン省	3,547.0	1,127.2	1		1	7	23	13	144
19 ランソン省	8,331.0	746.4	1			10	5	14	207
20 クアンニン省	6,099.0	1,091.3	1		3	10	43	11	132
21 バクザン省	3,827.0	1,594.3	1			9	7	16	206
22 フートオ省	3,528.0	1,336.6	1		1	10	14	10	250
北西部	37,534.0	2,606.9	2	0	3	32	26	30	555
23 ディエンビエン省	9,563.0	459.1	1		1	7	9	5	92
24 ライチャウ省	9,112.0	319.9			1	5	3	6	81
25 ソンラ省	14,175.0	1,007.5			1	10	6	8	187
26 ホアビン省	4,684.0	820.4	1			10	8	11	195
北中央沿岸部	51,552.0	10,668.3	4	0	7	72	89	87	1,643
27 タインホア省	11,136.0	3,680.4	1		2	24	20	30	587
28 ゲアン省	16,499.0	3,064.3	1		1	17	20	18	435
29 ハティン省	6,027.0	1,306.4			2	9	8	12	241
30 クアンピン省	8,065.0	847.9	1			6	10	8	141
31 クアンチ省	4,760.0	625.8			2	8	11	10	118
32 トゥアティエン=フエ省	5,065.0	1,143.5	1			8	20	9	121
南中央沿岸部	33,167.0	7,131.4	5	6	2	54	124	45	700
33 ダナン市	1,257.0	788.5		6		2	45		11
34 クアンナム省	10,438.0	1,472.7	1		1	15	17	12	204
35 クアンガイ省	5,153.0	1,295.6	1			13	8	10	162
36 ピンディン省	6,040.0	1,566.3	1			10	16	13	128
37 フーイェン省	5,061.0	873.3	1			8	10	5	91
38 カインホア省	5,218.0	1,135.0	1		1	6	28	5	104
中央高原部	54,660.0	4,868.9	3	0	4	50	61	47	579
39 コントゥム省	9,691.0	383.1			1	8	10	6	80
40 ザーライ省	15,537.0	1,161.7	1		1	13	15	12	178
41 ダクラク省	13,139.0	1,737.6	1			12	13	13	149
42 ダクノン省	6,517.0	407.3			1	7	5	4	57
43 ラムドン省	9,776.0	1,179.2	1		1	10	18	12	115

省レベル地方行政組織 (網掛けは中央直轄市)	面積 (km ²)	人口 (千人)	県レベル地方行政組織				町村レベル地方行政組織		
			省 直轄市	郡	市	県	区	町	村
南東部	34,809.0	13,798.4	3	19	7	54	358	55	628
44 ニントゥアン省	3,363.0	567.9			1	5	12	3	47
45 ビントゥアン省	7,837.0	1,163.0	1		1	8	19	10	97
46 ビンフォック省	6,884.0	809.5			1	7	4	8	82
47 タイニン省	4,036.0	1,047.1			1	8	5	8	82
48 ビンズオン省	2,696.0	964.0			1	6	6	8	75
49 ドンナイ省	5,904.0	2,214.8	1		1	9	29	6	136
50 バリア＝ブントウ省	1,990.0	926.3	1		1	6	24	7	51
51 ホーチミン市	2,099.0	6,105.8		19		5	259	5	58
メコン川デルタ部	40,604.0	17,415.5	4	4	13	100	157	115	1,288
52 ロンアン省	4,494.0	1,423.1			1	13	9	15	166
53 ティエンザン省	2,484.0	1,717.4	1		1	7	16	7	146
54 ベンチェ省	2,360.0	1,353.3			1	7	9	7	144
55 チャヴィン省	2,295.0	1,036.8			1	7	9	9	84
56 ヴィンロン省	1,479.0	1,057.0			1	6	7	6	94
57 ドンタップ省	3,376.0	1,667.8			2	9	14	9	119
58 アンザン省	3,537.0	2,210.4	1		1	9	15	17	122
59 キエンザン省	6,348.0	1,684.6	1		1	11	15	12	112
60 カントー市	1,402.0	1,139.9		4		4	30	4	33
61 ハウザン省	1,601.0	796.9			2	5	8	7	52
62 ソクチャン省	3,312.0	1,276.2			1	8	10	8	87
63 バクリュウ省	2,584.0	820.1			1	6	7	6	48
64 カマウ省	5,332.0	1,232.0	1			8	8	8	81

資料2 「省別データ一覧」

(データ出所: Statistical Publishing House of Viet Nam, Statistical Yearbook 2006)

注1) 次ページ以降の表における先頭行の項目番号は、下記一覧表の項目番号に対応している。

注2) 数値の単位を特に示していないものは整数値(個数等)である。

項目番号一覧表

【土地・人口】

- (1) 農地が占める面積の割合
- (2) 森林が占める面積の割合
- (3) 住宅地が占める面積の割合
- (4) その他の土地が占める面積の割合
- (5) 都市部の人口
- (6) 農村部の人口

【経済・産業】

- (7) 企業数
- (8) 企業の従業員数
- (9) 農業協同組合の数
- (10) 漁業協同組合の数
- (11) 一年生穀物栽培農場の数
- (12) 多年生穀物栽培農場の数
- (13) 畜産場の数
- (14) 養殖漁場の数
- (15) 漁獲高
- (16) 養殖エビ生産量
- (17) 工業生産額
- (18) 全国の工業生産額に占める割合
- (19) 財・サービスの小売売上高

【医療・保健】

- (20) 医療機関の数
- (21) 患者ベッドの数
- (22) 医師の数
- (23) 内科医の数
- (24) 看護師の数
- (25) 助産師の数
- (26) 上級薬剤師の数
- (27) 中級薬剤師の数
- (28) 薬剤師助手の数

【交通】

- (29) 輸送旅客数
- (30) 輸送貨物量
- (31) 陸路による輸送貨物量
- (32) 水路による輸送貨物量

【教育】

- (33) 幼稚園の数
- (34) 小学校の数
- (35) 中学校の数
- (36) 高等学校の数
- (37) 小中一貫学校の数
- (38) 中・高一貫学校の数
- (39) 小学校の教師数
- (40) 中学校の教師数
- (41) 高等学校の教師数
- (42) 小学校の生徒数
- (43) 中学校の生徒数
- (44) 高等学校の生徒数
- (45) 高等学校入学者の修了率
- (46) 大学の教師数
- (47) 大学の生徒数
- (48) 専門学校の教師数
- (49) 専門学校の生徒数

【文化・生活水準 他】

- (50) 図書館の数
- (51) 図書館蔵書の数
- (52) 映画館数
- (53) 劇場数
- (54) 電話加入者数
- (55) 一人あたり平均月収

省レベル地方行政組織 (網掛けは中央直轄市)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
	(%)	(%)	(%)	(%)	(千人)	(千人)	(社)
全国	28.4	43.6	1.8	4.2	22823.6	61332.2	112952
ホン川デルタ部	51.2	8.3	7.8	15.5	4546.8	13661.1	30510
1 ハノイ市	41.4	5.9	13.9	22.6	2101.6	1115.1	18214
2 ヴィンフック省	43.9	24.1	6.2	13.9	165.0	1015.4	815
3 バクニン省	56.4	0.7	11.8	17.3	132.9	876.9	1120
4 ハタイ省	51.5	7.4	7.8	17.7	261.2	2282.3	1524
5 ハイズオン省	55.4	5.4	8.3	16.2	268.1	1454.4	1480
6 ハイフォン市	35.0	14.5	8.1	14.1	825.7	977.7	3143
7 フンイエン省	60.9	0.0	9.9	16.7	126.7	1016.0	719
8 タイピン省	61.8	1.3	8.1	15.3	135.6	1729.8	992
9 ハナム省	54.2	9.8	5.8	13.8	79.9	746.7	546
10 ナムディン省	58.7	2.7	6.2	14.1	308.8	1665.5	1159
11 ニンビン省	44.5	16.0	3.9	10.9	141.3	781.3	798
北東部	15.3	55.5	1.2	3.2	1788.0	7670.5	7292
12 ハザン省	18.6	47.3	0.8	1.1	76.0	607.5	251
13 カオバン省	12.4	76.5	0.7	1.6	70.0	448.9	306
14 バクカン省	7.7	68.4	0.5	2.2	45.4	256.1	290
15 トゥエンクアン省	11.9	76.1	0.9	2.2	68.8	663.5	337
16 ラオカイ省	12.1	44.8	0.5	2.0	108.1	477.7	638
17 イエンバイ省	11.5	64.8	0.6	1.5	146.7	594.0	417
18 タイグエン省	26.4	46.6	2.6	5.4	257.0	870.2	872
19 ランソン省	13.5	46.2	0.7	1.8	150.3	596.1	534
20 クアンニン省	9.0	49.5	1.5	5.1	509.0	582.3	1455
21 バクザン省	32.5	34.2	5.5	13.1	146.8	1447.5	1027
22 フートオ省	27.9	46.9	2.5	5.9	209.9	1126.7	1165
北西部	13.3	47.3	0.9	1.1	363.0	2243.9	1338
23 ディエンビエン省	12.4	61.9	0.3	0.7	77.0	382.1	271
24 ライチャウ省	8.5	39.6	0.3	0.5	49.6	270.3	183
25 ソンラ省	17.5	40.8	0.5	1.0	110.3	897.2	333
26 ホアビン省	11.9	51.9	4.4	3.5	126.1	694.3	551
北中央沿岸部	15.6	55.4	1.9	3.8	1462.7	9205.6	7212
27 タインホア省	22.1	49.9	4.1	5.6	360.3	3320.1	1766
28 ゲアン省	15.1	55.0	1.0	3.1	325.7	2738.6	1901
29 ハティン省	19.3	56.6	1.3	5.1	144.4	1162.0	868
30 クアンビン省	8.3	73.3	0.6	2.5	118.8	729.1	966
31 クアンチ省	15.3	40.9	1.7	2.9	153.6	472.2	561
32 トゥアティエン=フエ省	10.3	52.2	3.0	3.2	359.9	783.6	1150
南中央沿岸部	17.6	44.0	1.6	5.8	2147.8	4983.6	7821
33 ダナン市	7.3	48.5	4.5	30.6	679.8	108.7	2622
34 クアンナム省	10.7	52.5	2.0	2.1	251.9	1220.8	774
35 クアンガイ省	23.5	42.4	1.8	3.2	186.0	1109.6	782
36 ビンディン省	22.6	41.0	1.2	3.7	394.0	1172.3	1263
37 フーイエン省	23.7	35.8	1.1	2.6	182.9	690.4	571
38 カインホア省	16.4	38.9	1.1	15.5	453.2	681.8	1809
中央高原部	29.2	56.1	0.9	2.3	1367.7	3501.2	3564
39 コントウム省	13.3	68.4	0.5	0.9	133.7	249.4	324
40 ザーライ省	32.2	51.3	0.9	2.6	349.7	812.0	805
41 ダクラク省	35.4	47.0	1.0	3.5	388.8	1348.8	1069
42 ダクノン省	34.7	56.5	0.5	2.0	52.6	354.7	227
43 ラムドン省	28.3	63.7	0.7	1.6	442.9	736.3	1139

省レベル地方行政組織 (網掛けは中央直轄市)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
	(%)	(%)	(%)	(%)	(千人)	(千人)	(社)
南東部	46.3	36.0	2.1	5.6	7549.5	6248.9	40793
44 ニントゥアン省	21.0	55.8	1.1	2.9	184.8	383.1	390
45 ビントゥアン省	36.3	50.3	0.9	2.2	436.9	726.1	801
46 ビンフォック省	42.8	49.0	0.8	3.2	123.3	686.2	521
47 タイニン省	69.1	17.3	2.2	4.5	178.0	869.1	860
48 ビンズオン省	76.0	4.7	2.7	11.2	282.0	682.0	2918
49 ドンナイ省	49.2	30.5	2.3	7.3	686.2	1528.6	2820
50 バリア = プンタウ省	55.7	18.3	2.4	12.5	413.6	512.7	1191
51 ホーチミン市	37.0	16.1	9.8	13.7	5244.7	861.1	31292
メコン川デルタ部	63.4	8.8	2.7	5.4	3598.1	13817.4	14258
52 ロンアン省	67.7	14.8	3.7	8.0	235.5	1187.6	1260
53 ティエンザン省	70.8	4.9	3.3	7.1	256.0	1461.4	1628
54 ベンチェ省	57.9	2.7	3.2	3.5	132.2	1221.1	1044
55 チャヴィン省	65.8	3.1	1.6	5.1	149.8	887.0	509
56 ヴィンロン省	78.6	0.0	3.9	5.8	158.0	899.0	916
57 ドンタップ省	77.1	4.5	4.1	5.7	252.1	1415.7	990
58 アンザン省	79.5	4.1	4.4	7.1	620.7	1589.7	1255
59 キエンザン省	69.0	16.7	1.7	3.3	405.4	1279.2	1981
60 カントー市	81.2	0.1	4.4	7.6	572.2	567.7	1662
61 ハウザン省	82.9	3.1	2.6	6.4	124.3	672.6	391
62 ソクチャン省	65.5	3.7	1.6	6.3	235.3	1040.9	850
63 バクリュウ省	41.3	1.9	1.6	4.1	208.9	611.2	621
64 カマウ省	26.7	19.9	1.2	3.7	247.7	984.3	1151

省レベル地方行政組織 (網掛けは中央直轄市)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
	(人)						
全国	6240595	7056	235	32611	18206	16708	34202
ホン川デルタ部	1574236	3307	27	305	22	7562	3072
1 ハノイ市	839184	280	1	16		166	170
2 ヴィンフック省	46265	282		2	17	244	115
3 バクニン省	51439	491	3	18		1364	159
4 ハタイ省	76356	535	1	24	1	657	333
5 ハイズオン省	83269	336	3	4		258	114
6 ハイフォン市	222539	172	11	44		584	605
7 フンイエン省	59120	164		54		1327	198
8 タイビン省	60689	317		35		2330	410
9 ハナム省	22557	160		29	2	174	178
10 ナムディン省	70690	312	6	26	1	265	588
11 ニンビン省	42128	258	2	53	1	193	202
北東部	416088	6862	55	98	127	1000	1019
12 ハザン省	12743	26	3	1	25	6	13
13 カオバン省	16581		2	40	1	4	
14 バクカン省	6706			2	1	3	
15 トゥエンクアン省	14390	129		6	5	3	4
16 ラオカイ省	27333	22		22		18	3
17 イエンバイ省	21623	33		6	11	22	11
18 タイグエン省	47765	83		14	70	368	10
19 ランソン省	12906	13	4			7	
20 クアンニン省	157542	115	16			149	761
21 バクザン省	35235	107	26			333	79
22 フートオ省	63264	108	4	7	14	87	138
北西部	55686	124	3	38	44	201	36
23 ディエンビエン省	12333	13		1	7	84	18
24 ライチャウ省	5619	6		19	15	10	6
25 ソンラ省	17132	38	1	5	21	62	
26 ホアビン省	20602	67	2	13	1	45	12
北中央沿岸部	277129	1482	44	1881	1115	1046	1233
27 タインホア省	91384	437	20	1329	109	721	549
28 ゲアン省	71074	355		340	43	154	152
29 ハティン省	25634	141		11		48	176
30 クアンビン省	30683	126	5	35	400	50	156
31 クアンチ省	19328	267	17	113	385	40	79
32 トゥアティエン=フエ省	39026	156	2	53	178	33	121
南中央沿岸部	407824	646	23	3003	878	578	2323
33 ダナン市	126443	24		23	1	39	158
34 クアンナム省	42904	100		72	26	137	294
35 クアンガイ省	25822	169	2	43	27	48	124
36 ビンディン省	88107	194		21	397	154	274
37 フーイエン省	33726	95	13	1454	215	114	851
38 カインホア省	90822	64	8	1390	212	86	622
中央高原部	166884	155	4	1073	6986	545	34
39 コントゥム省	17238	9	1	50	290	57	4
40 ザーライ省	44816	46	3	346	1703	67	2
41 ダクラク省	63309	52		140	438	177	14
42 ダクノン省	7239	20		462	4166	4	2
43 ラムドン省	34282	28		75	389	240	12

省レベル地方行政組織 (網掛けは中央直轄市)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
	(人)						
南東部	2522901	191	12	1788	8859	3839	1338
44 ニントゥアン省	13191	27	1	41	5	488	377
45 ビントゥアン省	30836	63	1	238	666	348	214
46 ビンフォック省	38079	12		23	4229	41	7
47 タイニン省	51322	15	1	1157	727	100	32
48 ビンズオン省	438672	17		8	1517	235	10
49 ドンナイ省	374271	34	8	175	1425	1311	101
50 バリア = プンタウ省	79688	8	1	36	289	159	132
51 ホーチミン市	1496842	15		110	1	1157	465
メコン川デルタ部	414865	515	67	24425	175	1937	25147
52 ロンアン省	75360	6		2696	1	171	67
53 ティエンザン省	46345	7	1	408		253	616
54 ベンチェ省	20021	15	11	161	7	463	2205
55 チャヴィン省	11990	19	3	105		595	1897
56 ヴィンロン省	26931	8		159		48	74
57 ドンタップ省	23935	127	5	3442		278	258
58 アンザン省	37884	92	4	4718		61	1205
59 キエンザン省	40001	50		7795	167	1	862
60 カントー市	56393	35	7	83		11	156
61 ハウザン省	10097	98	2	36		3	1
62 ソクチャン省	27713	24	8	2994		48	3144
63 バクリュウ省	10758	29	23	1769		2	11376
64 カマウ省	27437	5	3	59		3	3286

省レベル地方行政組織 (網掛けは中央直轄市)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)
	(トン)	(トン)	(10億ドン)	(%)	(10億ドン)		
全国	3695927	354610	991049.4	100.00	580710.1	12420	176792
ホン川デルタ部	353488	9578	194722.2	19.65	117912.5	2534	35753
1 ハノイ市	10955	22	77496.5	7.82	55173.8	277	4374
2 ヴィンフック省	10841	2	21209.3	2.14	4693.8	175	2287
3 バクニン省	18722	233	12995.4	1.31	5054.9	146	2030
4 ハタイ省	24842	15	13432.7	1.36	12657.5	356	4300
5 ハイズオン省	34850	18	11706.9	1.18	5570.2	288	3892
6 ハイフォン市	72645	3278	25293.4	2.55	13901.2	261	5240
7 フンイエン省	14150	300	13481.3	1.36	4230.4	177	2205
8 タイピン省	69843	2451	5485.2	0.55	5028.7	299	3425
9 ハナム省	13795	175	3558.3	0.36	3099.2	136	2340
10 ナムディン省	65000	2220	6711.2	0.68	5035.9	251	3615
11 ニンビン省	17845	864	3352.0	0.34	3466.9	168	2045
北東部	7646176	4737	43477.0	4.40	35907.5	2417	24890
12 ハザン省	1151	4	264.4	0.03	1089.6	208	1650
13 カオバン省	307	1	571.7	0.06	1574.6	227	1835
14 バクカン省	494	7	274.2	0.03	750.2	139	1105
15 トゥエンクアン省	2234	15	660.0	0.07	2323.9	169	1455
16 ラオカイ省	1486	1	801.5	0.08	1932.4	213	2230
17 イエンバイ省	4037	6	1035.2	0.10	1842.7	216	2192
18 タイグエン省	3772	42	7154.6	0.72	4241.3	207	3174
19 ランソン省	1142	3	667.6	0.07	3066.1	264	1908
20 クアンニン省	54808	4481	21135.1	2.13	12193.0	214	2856
21 バクザン省	12655		2334.2	0.24	3160.3	268	3565
22 フートオ省	14026	177	8578.5	0.87	3733.4	292	2920
北西部	8008	44	2077.5	0.21	6050.5	708	7093
23 ディエンビエン省	882	12	117.3	0.01	1159.7	118	1200
24 ライチャウ省	849	3	428.6	0.04	461.4	108	877
25 ソンラ省	3332		665.5	0.07	2576.7	237	2825
26 ホアビン省	2945	29	866.1	0.09	1852.7	245	2191
北中央沿岸部	259356	13419	23409.3	2.36	35734.6	2032	23510
27 タインホア省	78894	1938	9642.6	0.97	8849.2	684	8234
28 ゲアン省	70620	1400	4816.5	0.49	10872.9	537	6310
29 ハティン省	30008	2878	1555.2	0.16	3913.5	300	3715
30 クアンビン省	32895	1718	2199.4	0.22	3589.2	172	2122
31 クアンチ省	17729	1624	992.7	0.10	3636.9	157	1579
32 トゥアティエン=フエ省	29210	3861	4202.9	0.42	4872.9	182	1550
南中央沿岸部	417538	18055	41660.7	117.71	46408.5	993	14013
33 ダナン市	38466	258	11850.2	1.20	11517.4	69	1766
34 クアンナム省	54769	2930	4666	0.47	4759.6	256	3631
35 クアンガイ省	93280	4160	2795	0.28	6530.0	203	2463
36 ビンディン省	109339	2087	6302.6	0.64	9564.8	182	2632
37 フーイエン省	38975	2870	2672.8	0.27	3781.4	119	1355
38 カインホア省	82709	5750	13374.1	1.35	10255.3	164	2166
中央高原部	1073488	60	7207.7	0.73	21285.5	767	9899
39 コントゥム省	1278		388.5	0.04	1226.0	115	1470
40 ザーライ省	557		1609.7	0.16	4524.8	212	2580
41 ダクラク省	7202	49	2139.3	0.22	6712.5	195	2747
42 ダクノン省	2774	8	811.7	0.08	1571.1	64	648
43 ラムドン省	4267	3	2258.5	0.23	7251.1	181	2454

省レベル地方行政組織 (網掛けは中央直轄市)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)
	(トン)	(トン)	(10億ドン)	(%)	(10億ドン)		
南東部	528705	21589	555167.1	56.02	201792.0	1205	32247
44 ニントゥアン省	55250	3575	1039.6	0.10	2606.0	74	1210
45 ビントゥアン省	155454	2378	3627.4	0.37	8380.1	132	2320
46 ビンフォック省	4909		2143.9	0.22	4189.4	106	1138
47 タイニン省	7023	1	5325.3	0.54	11116.0	108	1730
48 ビンズオン省	3501	18	80090.8	8.08	13539.2	104	1925
49 ドンナイ省	30451	1763	104893.7	10.58	20897.5	203	3816
50 バリア = プンタウ省	215186	3172	116063.8	11.71	9472.2	89	1402
51 ホーチミン市	56931	10682	241982.6	24.42	131591.6	389	18706
メコン川デルタ部	2016642	287128	87486.0	8.84	115618.9	1764	29387
52 ロンアン省	37654	6849	11649.0	1.18	7102.3	201	2324
53 ティエンザン省	142710	8273	6298.3	0.64	9880.5	199	3016
54 ベンチェ省	142105	21980	3461.6	0.35	6460.1	178	2310
55 チャヴィン省	138074	24542	2384.0	0.24	4989.3	103	1400
56 ヴィンロン省	49130	55	2822.1	0.28	6881.2	116	1695
57 ドンタップ省	170119	400	6913.5	0.70	9128.2	172	2816
58 アンザン省	236470	820	8418.4	0.85	20842.5	180	4074
59 キエンザン省	378386	23456	6974.1	0.70	12470.9	152	3218
60 カントー市	116524	124	14738.3	1.49	11807.3	84	1600
61 ハウザン省	32876	22	3760.1	0.38	3936.7	70	1178
62 ソクチャン省	113950	52696	4943.5	0.50	7018.1	128	1846
63 バクリュウ省	181050	58400	2763.9	0.28	5840.0	71	1382
64 カマウ省	277594	89511	12359.2	1.25	9261.8	110	2528

省レベル地方行政組織 (網掛けは中央直轄市)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
全国	41986	47129	46909	18320	3221	10085	6965
ホン川デルタ部	9866	8141	10223	3053	932	1557	2109
1 ハノイ市	1685	629	2141	472	227	215	232
2 ヴィンフック省	534	695	590	152	27	60	52
3 バクニン省	554	675	503	152	40	74	38
4 ハタイ省	1046	1657	722	361	49	81	31
5 ハイズオン省	775	867	1019	376	105	333	234
6 ハイフォン市	1359	780	1919	547	125	185	300
7 フンイエン省	457	591	373	128	21	42	13
8 タイピン省	1332	760	712	182	118	228	452
9 ハナム省	486	392	558	163	60	105	286
10 ナムディン省	1070	593	1131	365	117	178	394
11 ニンビン省	568	502	555	155	43	56	77
北東部	5660	7788	6241	28235	295	949	559
12 ハザン省	328	807	277	231	31	48	22
13 カオバン省	403	581	402	321	23	84	57
14 バクカン省	289	283	317	84	9	34	6
15 トゥエンクアン省	382	625	304	77	24	46	10
16 ラオカイ省	338	522	598	268	21	153	64
17 イエンバイ省	465	790	554	353	31	150	120
18 タイグエン省	727	612	843	129	32	59	9
19 ランソン省	537	715	467	256	29	71	18
20 クアンニン省	703	543	1042	196	27	72	23
21 バクザン省	861	1162	860	225	35	148	102
22 フートオ省	627	1148	577	159	33	84	128
北西部	1130	2880	1787	817	95	360	204
23 ディエンビエン省	217	591	375	127	17	51	62
24 ライチャウ省	103	500	352	153	4	57	23
25 ソンラ省	444	843	713	317	52	201	34
26 ホアビン省	366	946	347	220	22	51	85
北中央沿岸部	4655	7000	5529	2608	286	770	963
27 タインホア省	1579	3123	1240	505	55	172	68
28 ゲアン省	1136	1410	1981	619	122	215	566
29 ハティン省	482	1161	923	441	22	79	93
30 クアンビン省	506	510	562	320	47	156	180
31 クアンチ省	352	374	445	359	19	68	19
32 トゥアティエン＝フエ省	600	422	378	364	21	80	37
南中央沿岸部	3627	3737	4085	1859	280	789	506
33 ダナン市	738	301	650	251	18	126	13
34 クアンナム省	668	1027	874	492	28	176	62
35 クアンガイ省	505	715	603	344	44	81	40
36 ビンディン省	726	666	916	264	90	215	174
37 フーイエン省	435	421	389	214	73	95	151
38 カインホア省	555	607	653	294	27	96	66
中央高原部	2255	2273	2921	1332	80	464	296
39 コントゥム省	199	335	431	160	8	49	91
40 ザーライ省	455	509	765	362	15	90	30
41 ダクラク省	806	613	836	292	4	75	55
42 ダクノン省	192	176	292	97	8	22	9
43 ラムドン省	603	640	597	421	45	228	111

省レベル地方行政組織 (網掛けは中央直轄市)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
南東部	7544	4985	9178	3066	617	1573	1243
44 ニントゥアン省	276	373	195	126	20	64	66
45 ビントゥアン省	552	831	533	305	29	117	88
46 ビンフォック省	326	294	327	194	11	67	10
47 タイニン省	463	581	559	197	42	167	122
48 ビンズオン省	498	472	373	288	49	345	355
49 ドンナイ省	672	687	858	384	56	119	57
50 バリア = プンタウ省	386	296	571	188	44	189	38
51 ホーチミン市	4371	1451	5762	1384	366	505	507
メコン川デルタ部	7249	10325	6945	3286	636	3623	1085
52 ロンアン省	552	867	542	330	30	60	58
53 ティエンザン省	691	779	785	245	54	393	104
54 ベンチェ省	805	734	659	202	69	298	90
55 チャヴィン省	399	544	474	199	19	151	9
56 ヴィンロン省	421	593	442	229	49	296	67
57 ドンタップ省	673	980	730	311	173	761	463
58 アンザン省	825	1187	1006	424	53	360	92
59 キエンザン省	717	1199	526	428	21	171	33
60 カントー市	581	618	466	265	78	540	6
61 ハウザン省	258	500	267	156	13	176	3
62 ソクチャン省	461	511	447	186	10	95	18
63 バクリュウ省	342	614	234	138	14	94	16
64 カマウ省	524	1199	367	173	53	228	126

省レベル地方行政組織 (網掛けは中央直轄市)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)
	(百万人)	(千トン)	(千トン)	(千トン)			
全国	1173.8	252412	190321	62090	11582	14834	9635
ホン川デルタ部	343.9	75951	56890	19060	2615	2533	2270
1 ハノイ市	292.9	13347	12502	845	356	277	218
2 ヴィンフック省	1.8	2814	1944	870	175	204	162
3 バクニン省	3.2	4243	3589	654	217	150	133
4 ハタイ省	13.2	13603	12205	1398	360	359	337
5 ハイズオン省	1.8	6155	3230	2924	282	279	273
6 ハイフォン市	15.7	10595	7198	3397	234	216	194
7 フンイエン省	2.2	4807	4177	630	166	169	168
8 タイビン省	2.7	4020	3057	963	297	294	276
9 ハナム省	1.5	1967	1556	411	120	139	121
10 ナムディン省	6.0	8726	2957	5769	256	292	245
11 ニンビン省	2.9	5674	4475	1199	152	154	143
北東部	35.0	28172	23463	79351	1811	2151	1706
12 ハザン省	0.5	521	521		157	146	110
13 カオバン省	1.3	1054	1054		60	172	94
14 バクカン省	1.3	231	205	25	109	108	74
15 トゥエンクアン省	2.1	2593	2463	130	122	164	151
16 ラオカイ省	2.0	443	429	14	147	226	186
17 イエンバイ省	3.4	3247	1476	1771	156	177	131
18 タイグエン省	2.4	4248	4227	21	199	227	179
19 ランソン省	6.7	2612	2612		100	219	174
20 クアンニン省	8.8	4921	3509	1412	218	161	137
21 バクザン省	4.0	3988	3385	604	243	256	221
22 フートオ省	2.5	4314	3582	732	300	295	249
北西部	5.6	3027	2959	68	512	688	581
23 ディエンビエン省	0.8	215	212		61	138	99
24 ライチャウ省	0.4	245	245	2	81	100	81
25 ソンラ省	1.9	1079	1055	25	180	231	192
26 ホアビン省	2.5	1488	1447	41	190	219	209
北中央沿岸部	42.8	25140	20984	4156	1938	2235	1635
27 タインホア省	4.8	4723	3388	1335	645	730	652
28 ゲアン省	14.4	9536	8805	731	501	575	436
29 ハティン省	3.1	4619	3608	1011	273	309	197
30 クアンビン省	6.7	2265	1528	737	182	231	144
31 クアンチ省	3.5	1434	1336	98	144	156	102
32 トゥアティエン=フエ省	10.3	2563	2319	244	193	234	104
南中央沿岸部	54.1	22475	20950	1525	1001	1173	688
33 ダナン市	14.8	8070	7403	667	108	98	49
34 クアンナム省	6.2	2037	1544	493	217	266	189
35 クアンガイ省	0.9	928	876	52	157	232	145
36 ビンディン省	15.4	1947	1869	78	174	240	127
37 フーイエン省	7.0	3613	3563	50	132	157	92
38 カインホア省	9.8	5880	5695	185	213	180	86
中央高原部	18.9	6224	6210	14	709	1044	575
39 コントゥム省	1.1	674	674		99	113	76
40 ザーライ省	2.6	1615	1615		189	205	134
41 ダクラク省	6.6	2039	2034		189	379	198
42 ダクノン省	0.9	159	159	5	68	100	59
43 ラムドン省	7.7	1737	1728	9	164	247	108

省レベル地方行政組織 (網掛けは中央直轄市)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)
	(百万人)	(千トン)	(千トン)	(千トン)			
南東部	286.6	52751	43587	9164	1533	1880	862
44 ニントゥアン省	2.2	976	976		96	138	51
45 ビントゥアン省	7.8	1705	1687	18	153	274	115
46 ビンフォック省	1.1	643	643		104	148	86
47 タイニン省	8.3	4589	4445	144	117	293	103
48 ビンズオン省	3.8	3627	3489	138	119	131	49
49 ドンナイ省	27.7	6580	6420	160	237	296	157
50 バリア = プンタウ省	11.9	3328	2714	613	110	142	70
51 ホーチミン市	223.8	31303	23213	8091	597	458	231
メコン川デルタ部	386.9	38672	15278	22394	1463	3130	1318
52 ロンアン省	33.4	8320	3139	5181	146	244	115
53 ティエンザン省	33.8	4418	2251	2166	111	231	119
54 ベンチェ省	19.2	2118	729	1390	161	191	135
55 チャヴィン省	11.1	1260	776	484	82	217	91
56 ヴィンロン省	27.8	2696	609	2087	117	247	91
57 ドンタップ省	19.7	2163	538	1625	140	313	133
58 アンザン省	19.4	2788	425	2363	224	395	147
59 キエンザン省	19.7	2156	669	1487	44	266	120
60 カントー市	83.4	6412	3612	2800	92	171	55
61 ハウザン省	41.9	2516	1288	228	55	166	46
62 ソクチャン省	20.0	2604	655	1949	169	280	95
63 バクリュウ省	22.2	544	420	124	57	150	66
64 カマウ省	35.3	677	167	510	65	259	105

省レベル地方行政組織 (網掛けは中央直轄市)	(36)	(37)	(38)	(39)	(40)	(41)	(42)
				(人)	(人)	(人)	(人)
全国	2044	773	307	349519	314905	125239	7029424
ホン川デルタ部	507	14	5	61285	68344	29357	1287603
1 ハノイ市	100			8669	9628	5710	201992
2 ヴィンフック省	43	2	1	4293	5046	1993	88231
3 バクニン省	35			3660	3887	2370	82702
4 ハタイ省	63	2	2	10888	11088	4010	194278
5 ハイズオン省	46			5443	6329	2308	120479
6 ハイフォン市	54	10	2	5994	6758	3619	117101
7 フンイエン省	30			3727	4276	1811	82482
8 タイピン省	40			6578	7148	2305	130415
9 ハナム省	24			2682	3219	1186	59614
10 ナムディン省	46			6248	7260	2605	146425
11 ニンビン省	26			3103	3705	1440	63884
北東部	302	371	39	51674	44328	15531	788480
12 ハザン省	18	89	6	5678	3059	791	81530
13 カオバン省	16	79	10	3831	2443	784	47145
14 バクカン省	9	21	6	1750	1476	493	24735
15 トゥエンクアン省	28			4010	3390	1683	57834
16 ラオカイ省	25	7		4150	3411	826	64426
17 イエンバイ省	21	58	4	3843	3532	1294	65951
18 タイグエン省	26	1	3	5084	4941	1712	78056
19 ランソン省	22	46	1	4630	4425	1040	64381
20 クアンニン省	40	52	6	5812	4893	1924	87251
21 バクザン省	46	13	2	6987	6901	2552	124713
22 フートオ省	51	5	1	5899	5857	2432	92458
北西部	85	85	4	19070	13680	3523	274157
23 ディエンビエン省	18			3977	2363	738	57060
24 ライチャウ省	9	23		3282	1619	271	42688
25 ソンラ省	26	38	4	6824	4965	1253	113270
26 ホアビン省	32	24		4987	4733	1261	61139
北中央沿岸部	311	61	12	47513	50481	19177	883679
27 タインホア省	100			15461	17114	5748	264432
28 ゲアン省	89	28	1	14826	14474	5694	254662
29 ハティン省	43			5435	6717	2815	114246
30 クアンビン省	27	14	6	3660	4164	1635	76969
31 クアンチ省	25	19	2	3556	3434	1443	61806
32 トゥアティエン＝フエ省	27		3	4575	4578	1842	111564
南中央沿岸部	171	44	33	28750	27107	10651	621052
33 ダナン市	19	1		2740	2797	1496	61210
34 クアンナム省	42	21	1	6337	5998	2110	128428
35 クアンガイ省	33	3	3	5003	4917	2112	108440
36 ビンディン省	32	5	16	5717	4972	1845	138173
37 フーイエン省	23	10	5	4592	4128	1624	81772
38 カインホア省	22	4	8	4361	4295	1464	103029
中央高原部	103	127	46	25733	19545	8059	593203
39 コントゥム省	6	15	9	2924	2151	725	52823
40 ザーライ省	28	75	1	6186	4496	1727	150033
41 ダクラク省	32	7	6	9185	6757	2692	212415
42 ダクノン省	12	8	1	2308	1563	568	54302
43 ラムドン省	25	22	29	5130	4578	2347	123630

省レベル地方行政組織 (網掛けは中央直轄市)	(36)	(37)	(38)	(39)	(40)	(41)	(42)
				(人)	(人)	(人)	(人)
南東部	241	8	79	46228	39062	17877	1135621
44 ニントゥアン省	9	1	3	2661	2045	708	61002
45 ビントゥアン省	26		1	5254	4362	1526	119310
46 ビンフォック省	17		6	4232	2778	1108	90017
47 タイニン省	30	1		4455	3563	1127	87609
48 ビンズオン省	12		14	3294	2533	1254	71253
49 ドンナイ省	47	4	6	8458	6793	2886	202426
50 バリア = プンタウ省	24		3	3665	3304	1600	85747
51 ホーチミン市	76	2	46	14209	13684	7668	418257
メコン川デルタ部	324	63	89	69266	52358	21064	1445629
52 ロンアン省	29	13	6	5105	4275	1475	114801
53 ティエンザン省	29	1	5	5024	5014	1870	133950
54 ベンチェ省	40			4705	4514	1727	97641
55 チャヴィン省	21		3	4376	3564	1695	78826
56 ヴィンロン省	16		13	3808	3548	1910	77625
57 ドンタップ省	37			6868	5053	2270	139041
58 アンザン省	53			7146	5893	2316	181411
59 キエンザン省	28	41	20	7517	5067	1755	161834
60 カントー市	15		8	4255	3070	1369	87126
61 ハウザン省	13		7	3704	2226	797	64413
62 ソクチャン省	14	7	13	6405	3706	1567	119952
63 バクリュウ省	11	1	7	4536	2688	966	75893
64 カマウ省	18		7	5817	3740	1347	113116

省レベル地方行政組織 (網掛けは中央直轄市)	(43)	(44)	(45)	(46)	(47)	(48)	(49)
	(人)	(人)	(%)	(人)	(人)	(人)	(人)
全国	6152040	3075190	93.70	53364	1666239	14540	253602
ホン川デルタ部	1243927	745161	98.93	21083	680713	5223	87212
1 ハノイ市	176734	116514	98.44	15568	568925	2556	45142
2 ヴィンフック省	88776	48695	98.44	236	934	368	5769
3 バクニン省	78106	53028	99.54	390	6065	154	1631
4 ハタイ省	181675	118398	99.32	1259	20112	356	5537
5 ハイズオン省	118135	70713	99.26	329	5743	373	4711
6 ハイフォン市	120310	77992	98.69	1645	42648	450	6674
7 フンイエン省	81987	51287	99.26	475	16539	252	5752
8 タイビン省	120033	69904	98.05	548	6972	121	2983
9 ハナム省	60113	30991	99.01	129	3059	112	1635
10 ナムディン省	145382	67637	99.87	400	8798	262	3279
11 ニンビン省	72676	40002	97.71	104	918	219	4099
北東部	753597	390175	95.20	3919	78092	1311	20101
12 ハザン省	49778	16308	87.64	74	1341	61	1766
13 カオバン省	40211	23816	86.83	117	1192	49	1008
14 バクカン省	24428	13032	90.67	54	796		
15 トゥエンクアン省	61490	38814	95.54	87	453	114	3008
16 ラオカイ省	53423	18742	96.22	101	2107	91	1486
17 イエンバイ省	61432	31192	96.72	55	767	183	2092
18 タイグエン省	79572	41259	95.78	2079	51018		
19 ランソン省	67372	30112	86.78	148	1252	59	851
20 クアンニン省	83616	49430	99.02	501	8048	193	3324
21 バクザン省	129435	72320	97.47	215	3940	378	3107
22 フートオ省	102840	55150	98.96	488	7178	183	3459
北西部	201183	84291	90.77	607	13424	329	6074
23 ディエンビエン省	33210	14561	81.79	131	2880	112	2454
24 ライチャウ省	20151	5060	86.83				
25 ソンラ省	83740	32933	88.72	308	9144	150	2331
26 ホアビン省	64082	31737	96.61	168	1400	67	1289
北中央沿岸部	982324	489335	96.40	3832	150245	1251	22224
27 タインホア省	315298	158590	98.65	611	13689	359	8854
28 ゲアン省	293087	143955	96.57	1117	35133	297	3760
29 ハティン省	131060	70297	94.15	102	884	94	2205
30 クアンビン省	82948	42104	98.73	135	2591	236	3506
31 クアンチ省	61177	29211	96.21	72	1116	51	617
32 トゥアティエン=フエ省	98754	45178	89.30	1795	96832	214	3282
南中央沿岸部	604465	290467	90.30	4000	139693	1507	22318
33 ダナン市	61016	33773	97.42	1770	75794	492	8600
34 クアンナム省	131465	67470	85.68	542	3790	661	8143
35 クアンガイ省	113117	54991	85.26	228	3820		
36 ビンディン省	137177	63213	95.42	533	24596	162	2160
37 フーイエン省	70107	33764	86.85	310	3217	66	618
38 カインホア省	91583	37256	93.84	617	28476	126	2797
中央高原部	428356	188489	88.87	1236	40220	504	8184
39 コントゥム省	35311	13039	91.31	159	1043	33	181
40 ザーライ省	93266	35665	88.73	104	1015	81	1534
41 ダクラク省	166835	80432	88.05	420	12626	192	2049
42 ダクノン省	35602	13460	78.21			39	674
43 ラムドン省	97342	45893	92.55	553	25536	159	3746

省レベル地方行政組織 (網掛けは中央直轄市)	(43)	(44)	(45)	(46)	(47)	(48)	(49)
	(人)	(人)	(%)	(人)	(人)	(人)	(人)
南東部	898763	428664	93.09	14697	470885	3202	64100
44 ニントゥアン省	46105	17850	88.02	52	1076		
45 ビントゥアン省	101691	42270	89.47	44	2109	72	2027
46 ビンフォック省	58901	27322	87.71	42	1231	131	2141
47 タイニン省	67247	26921	89.43	86	890	79	960
48 ビンズオン省	55721	28069	87.50	687	18992	209	4495
49 ドンナイ省	174798	81549	93.62	789	14627	356	13528
50 バリア = プンタウ省	72598	37721	93.33	267	4090	131	1434
51 ホーチミン市	321702	166962	96.41	12730	427870	2224	39515
メコン川デルタ部	1039425	454318	85.60	3990	92967	1213	23389
52 ロンアン省	92097	42225	88.80	63	976	56	954
53 ティエンザン省	105260	45624	91.56	149	2298	154	3269
54 ベンチェ省	87365	42571	86.24	482	2944	108	757
55 チャヴィン省	55699	27338	90.78	185	4425		
56 ヴィンロン省	65945	38130	82.81	556	11055	63	1143
57 ドンタップ省	105128	45301	91.81	428	13329	30	320
58 アンザン省	117918	45929	77.69	336	7179	119	4137
59 キエンザン省	109476	41022	85.49	310	2576		
60 カントー市	62957	28416	94.79	1301	42858	372	6,017
61 ハウザン省	44497	18675	89.38	23	131		
62 ソクチャン省	71766	30174	74.74	55	1470	41	688
63 バクリュウ省	48346	19281	79.04	64	1981	147	3965
64 カマウ省	72971	29632	79.96	38	1745	123	2139

省レベル地方行政組織 (網掛けは中央直轄市)	(50)	(51)	(52)	(53)	(54)	(55)
		(千冊)			(人)	(千ドン)
全国	678	18298.7	91	51	27460000	484.4
ホン川デルタ部	119	2398.4	16	15	2989827	488.2
1 ハノイ市	13	430.0	4	4	1110609	806.9
2 ヴィンフック省	6	100.0	1		127440	403.9
3 バクニン省	8	165.0		1	197954	491.1
4 ハタイ省	15	273.6	2	1	225533	415.4
5 ハイズオン省	14	222.0			164195	451.2
6 ハイフォン市	16	333.9	3	4	563612	539.2
7 フンイエン省	11	92.8	1	1	124857	429.7
8 タイピン省	10	243.9	1	1	111454	382.2
9 ハナム省	7	127.6	1	1	75837	357.3
10 ナムディン省	11	209.6	2	1	214107	405.0
11 ニンビン省	8	200.0	1	1	74229	370.2
北東部	118	1789.1	13	4	1144828	379.9
12 ハザン省	12	120.1	1		36551	247.1
13 カオバン省	13	85.0	1		28168	278.7
14 バクカン省	7	50.1			18804	272.0
15 トゥエンクアン省	6	249.5			53906	341.4
16 ラオカイ省	9	92.8	1		65433	280.1
17 イエンバイ省	11	192.6	1	1	163984	327.9
18 タイグエン省	9	205.0	2		160479	396.8
19 ランソン省	12	198.0	1	1	62320	348.7
20 クアンニン省	14	266.0	2	2	296526	671.8
21 バクザン省	12	160.0	1		137442	392.4
22 フートオ省	13	170.0	3		121215	370.1
北西部	38	480.8	3	1	161421	265.7
23 ディエンビエン省	8	189.5	1		41214	224.2
24 ライチャウ省	7	38.9	1			215.7
25 ソンラ省	12	132.4		1	66920	277.1
26 ホアビン省	11	120.0	1		53287	292.0
北中央沿岸部	87	3161.1	6	3	864277	317.1
27 タインホア省	28	858.0		1	257790	311.1
28 ゲアン省	20	1575.0	1	1	237427	312.5
29 ハティン省	10	200.0	2		104732	307.5
30 クアンビン省	9	225.0	1	1	65348	301.5
31 クアンチ省	10	85.1	1		55886	304.7
32 トゥアティエン=フエ省	10	218.0	1		143094	381.5
南中央沿岸部	60	1617.5	10	6	1296673	414.9
33 ダナン市	3	128.0	3	2	552403	670.2
34 クアンナム省	15	272.5	2		204461	328.8
35 クアンガイ省	15	182.9	1	1	204295	337.3
36 ビンディン省	11	313.5	2	1	110371	418.4
37 フーイエン省	7	339.9	1	1	53180	376.3
38 カインホア省	9	380.7	1	1	171963	472.1
中央高原部	52	870.9	4		384360	390.2
39 コントゥム省	8	81.5			31942	340.4
40 ザーライ省	15	261.0	1		89596	369.3
41 ダクラク省	13	159.0	2		119306	385.3
42 ダクノン省	5	68.2				356.9
43 ラムドン省	11	301.2	1		143516	443.7

省レベル地方行政組織 (網掛けは中央直轄市)	(50)	(51)	(52)	(53)	(54)	(55)
		(千冊)			(人)	(千ドン)
南東部	85	4637.5	32	17	3820919	833.0
44 ニントゥアン省	4	241.0			48253	389.9
45 ビントゥアン省	10	189.4	3	1	134901	444.8
46 ビンフォック省	7	157.8	1	1	120265	487.3
47 タイニン省	10	209.0			259773	476.8
48 ビンズオン省	8	236.3	1	1	326471	777.9
49 ドンナイ省	11	855.0	2	2	437993	678.3
50 バリア = プンタウ省	9	490.0	2	4	172123	661.0
51 ホーチミン市	26	2259.0	23	8	2321140	1164.8
メコン川デルタ部	119	3343.4	7	5	1723591	471.1
52 ロンアン省	12	202.0	1	1	174483	499.7
53 ティエンザン省	9	290.0	1		132544	478.2
54 ベンチェ省	9	130.6	1		193580	418.3
55 チャヴィン省	8	113.7		1	132620	395.3
56 ヴィンロン省	8	274.3			89904	423.1
57 ドンタップ省	7	220.0			162119	473.9
58 アンザン省	12	571.3			143530	518.2
59 キエンザン省	14	207.0	1		244862	513.4
60 カントー市	9	395.0	1	1	130360	523.9
61 ハウザン省	8	172.3		1		449.0
62 ソクチャン省	9	209.6			101731	395.1
63 バクリュウ省	5	149.0	1	1	60839	468.1
64 カマウ省	9	408.6	1		157019	514.7

参考文献：ベトナム社会主義共和国編

- 『アジア諸国の地方制度（ ）』 財団法人地方自治協会（1996年）
- クレアレポート169号『ベトナムの地方制度』 財団法人自治体国際化協会（1998年）
- 白石昌也編著『ベトナムの国家機構』 明石書店（2000年）
- クレアレポート233号『ベトナムの行政改革』 財団法人自治体国際化協会（2002年）
- 平成13年度在外専門調査員報告書『貧困・ITに係る調査(社会文化的要因)』 財団法人国際協力事業団ヴィエトナム事務所（2002年）
- 石田暁恵・五島文雄編・著『国際経済参入期のベトナム』 アジア経済研究所（2004年）
- 『市場経済移行国ベトナムにおける諸問題と我が国の支援のあり方』（財）国際金融情報センター（2005年）
- 遠藤聡「ベトナム：行政改革の動向 - 地方行政を中心にして - 」『外国の立法—立法情報・翻訳・解説 第226号』 国立国会図書館調査及び立法考査局（2005年）
- 坂田正三編『2010年に向けたベトナムの発展戦略 - WTO時代の新たな挑戦』 アジア経済研究所（2006年）
- “SO DO TO CHUC BO MAY CHINH QUYEN TINH NINH BINH”（ベトナム内務省提供資料「ニンビン省行政組織」）(作成年不明)
- The Government Steering Committee on Public Administration Reform Viet Nam *Master Programme on Public Administration Reform for the Period 2001-2010*（2001年）
- Ministry of Home Affairs of the Socialist Republic of Viet Nam / United Nations Development Programme *PAR Master Programme: Results & Learning: 2001-2002 From Step by Step to a Leap Forward* Ministry of Home Affairs and UNDP Joint Paper for the Viet Nam Consultative Group Meeting（2002年）
- The Constitutions of Vietnam 1946-1959-1980-1992* The Gioi Publishers（2003年）
- Nguyen Thi Thanh Thao “Reforming the Budget Law in Vietnam” *International Symposium on Indonesia’s Decentralization Policy: Problems and Policy Directions*, Hitotsubashi University / University of Indonesia（2003年）
- Phap Lenh Can Bo, Cong Chuc, Duoc Sua Doi, Bo Sung Nam 2003* Nha Xuat Ban Thong Ke（2003年）（『2003改正 幹部及び公務員法』統計出版社）
- Luat Ngan Sach Nha Nuoc* Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia（2003年）（『国家予算法』国家政治出版社）
- Public Administration Reform Progress Report* ベトナム内務省提供資料（2003年）
- Law on Organization of the People’s Councils and the People’s Committees*, Official Gazette（2003年）
- PAR Steering Committee of the Government *Report on Review of the Implementation of the First Phase (2001-2005) of the PAR Master Programme (2001-2010)*,（2006年）
- David W. H. Koh *Wards of Hanoi*, ISAES（2006年）
- The Current Salary System in Vietnam’s Public Administration – Needs for a Decentralized Approach*, GTZ（2006年）

Ministry of Home Affairs, Research Institute on State Organisation Sciences *Public Administration Reform Newsletter August 2006*, Centre for Information and Documentation on PAR (2006年)

General Statistics Office *Statistical Yearbook of Vietnam 2006*, Statistical Publishing House (2007年)

<ウェブサイト>

ベトナム外務省 <http://www.mofa.gov.vn>

ベトナム内務省 <http://www.caicachhanhchinh.gov.vn/English/>

ベトナム財務省 <http://www.mof.gov.vn>

ハノイ市 <http://www.hanoi.gov.vn>

外務省(日本) 各国・地域情勢「ベトナム社会主義共和国」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/index.html>

執筆者

監 修	シンガポール事務所	所 長	千葉 義弘
		次 長	大西 正高
		次 長	武田 誠一
執筆者	シンガポール事務所	所長補佐	池田 一智